

オール・リスク保険における 保険事故の立証責任

岡 田 豊 基

目 次

- [1] はじめに
- [2] オール・リスク保険の概要
 - 1. 保険事故による分類
 - 2. 保険約款の構造
- [3] 判例の状況
 - 1. 最高裁の判例
 - 2. 【3】等に見る争点
 - 3. 主な下級審判決の状況
 - 4. 下級審判決のまとめ
- [4] 検討
 - 1. はじめに
 - 2. 保険金支払条項にいう「偶然な事故」の意義および故意免責条項の性質
 - 3. 保険事故の立証責任の帰属
 - 4. 立証内容
- [5] おわりに

[1] は じ め に

⁽¹⁾
拙稿で指摘しているように、近時、損害保険会社が引き受ける保険契約における保険事故の立証責任の帰属および内容等を巡って、最高裁の

(1) 拙稿「火災保険における保険事故の立証責任」神戸学院法学37巻3・4号223頁（2008年）。

判決が相次いで下されている。まず、傷害保険に関する最二小判平成13年4月20日【⁽²⁾1】では、死亡保険金の支払事由を急激かつ偶然な外来の事故による死亡とする約款について、保険金の支払請求者（以下、「請求者」とする。）は、発生した事故が偶然な事故であることにつき主張、立証する責任を負う旨が判示された。これに対して、火災保険に関する最二小判平成16年12月13日【⁽³⁾2】では、保険金の支払事由を火災によって生じた損害とする約款について、自動車保険の事故等による車両の損傷に関する最一小判平成18年6月1日【⁽⁴⁾3】および最三小判平成18年6月6日【⁽⁵⁾4】では、「衝突、接触……その他偶然な事故」を保険事故とする約款について、テナント総合保険に関する最一小判平成18年9月14日【⁽⁶⁾5】では、「すべての偶然な事故」を保険事故とする約款について、自動車保険の車両の盗難に関する最三小判平成19年4月17日【⁽⁷⁾6】および最一小判平成19年4月23日【⁽⁸⁾7】では、「衝突、接触……その他偶然な事故」および「被保険自動車の盗難」を保険事故

(2) 民集55巻3号682頁，判時1751号171頁，判タ1061号68頁，金判1121号14頁，裁時1290号266頁。判批：拙稿・前掲注(1)223頁注(1)を参照。

(3) 民集58巻9号2419頁，判時1882号153頁，判タ1173号161頁，金判1221号32，金法1751号44頁。判批：拙稿・前掲注(1)224頁注(2)を参照。

(4) 民集60巻5号1887頁，判時1943号11頁，判タ1218号187頁，金判1255号54頁，同1244号43頁，裁時1413号4頁。判批：拙稿・前掲注(1)224頁注(4)を参照。

(5) 判時1943号11頁，判タ1218号187頁，金判1244号43頁，1255号54頁，裁時1413号5頁。判批：拙稿・前掲注(1)225頁注(5)を参照。

(6) 判時1948号164頁，判タ1222号160頁，金判1255号28頁。判批：拙稿・前掲注(1)224頁注(3)を参照。

(7) 判時1970号32頁，判タ1242号104頁，金判1267号25頁，1279号44頁，金法1821号35頁，裁時1434号1頁，1436号11頁。判批：山本哲生・リマックス37号104頁(2008年)，拙稿・前掲注(1)225頁注(6)を参照。

(8) 判時1970号106頁，判タ1242号100頁，金判1267号25頁，同1279号39頁，裁時1434号145頁，同1437号24頁。判批：山本哲生・損保研究70巻2号157頁(2008年)，拙稿・前掲注(1)225頁注(7)を参照。

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

とする約款について、いずれも請求者は事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張、立証する責任を負わない旨が判示された。

【3】～【7】は、対象とされる保険約款の文言からして、後述するように、オール・リスク保険に関する判例である。これら【1】～【7】の最高裁判決によって、傷害保険、火災保険、テナント総合保険、自動車保険の車両保険等の損害保険会社の引き受ける保険契約における保険事故の立証責任を巡って、最高裁による一応の判断が示されたことになる。しかしながら、これらの判決に対しては批判があるなど、最高裁の立場はあまねく受け入れられているわけではない。それゆえに、これらの保険契約における保険事故の立証責任について、判例・学説を総括的に検討する必要がある。

筆者は、傷害保険と火災保険における保険事故の立証責任についてはすでに検討し、一定の結論を得ている。⁽⁹⁾そこで、本稿では、オール・リスク保険における保険事故の立証責任について検討する。⁽¹⁰⁾その場合、自動車保険とテナント総合保険等の自動車保険以外の保険とをまとめ、オール・リスク保険として検討する。というのは、【3】～【7】が対象としている保険はいずれもオール・リスク保険であるという点で共通していることから、保険の種類が異なっているとしても、基礎になるものが同じになり、それゆえに、先例に拠ることもあると考えるからである。ただし、後述するように、約款の規定の仕方が異なっていることから、

(9) 傷害保険の立証責任について、拙稿「傷害保険契約における偶然性の立証責任」損保研究65巻1・2号合併号335頁（2003年）、火災保険の立証責任について、拙稿・前掲注(1)223頁を参照。

(10) 拙稿「損害保険」山野嘉朗＝山下丈＝塩崎勤編『保険関係訴訟（専門訴訟講座第7巻）』（民事法研究会）（未刊）において、火災保険およびオール・リスク保険における保険事故の立証責任について論じているが、拙稿ではこの問題について論じきれなかった事柄もあることなどから、これらも含め、本稿において再度検討する。

自動車保険に関する事柄とテナント総合保険等の自動車保険以外の保険に関する事柄には固有の争点もあるゆえに、それについては、単独で検討する。

とりあえず、本稿の一応の結論を示しておく、次のようになる。商法629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」とは、保険契約成立時において発生するかどうかが不確定な事故をいい、641条は、保険契約者または被保険者が故意または重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。つぎに、オール・リスク保険では、約款に、保険事故として「すべての偶然な事故」と定める一方、保険契約者等の故意または重過失で生じた損害に対しては保険金を支払わない旨を定めているが、これらを商法の条文に照らせば、当該約款は、保険契約成立時に発生するかどうかの不確定な事故をすべて保険事故とすることを明らかにしたものと解するべきであると考えられる。

[2] オール・リスク保険の概要

1. 保険事故による分類

損害保険の約款における保険事故の規定の仕方を3類型に分類する見解がある。⁽¹¹⁾それによると、(i) 火災等の具体的事故を列挙するもの(火災保険等)(類型Ⅰ)、(ii) 具体的事故を列挙した上で、「その他偶然の事故」という包括的な事故類型を保険事故とするもの(自動車保険の車両保険等)(類型Ⅱ)、(iii) 具体的な事故の列挙はなく、保険事故を「すべての偶然な事故」として包括的にのみ規定するもの(動産総合保険等)(類型Ⅲ)に分けられる。これらのうち、類型Ⅱ・Ⅲに属する保険をオール・リスク保険というのが一般的である。

(11) 山下友信「オール・リスク保険と保険金請求訴訟における立証責任の分配」川井健＝田尾桃二編『転換期の取引法——取引法判例10年の軌跡』519頁(商事法務, 2004年)。

2. 保険約款の構造

(1) 自動車保険の約款（類型II）

【3】【4】【6】【7】が対象としたのは、車両の損傷（【3】【4】）および盗難（【6】【7】）に関する事案である。自家用自動車総合保険普通保険約款をみると、それは6章からなり、その中に、【3】等に関連するものとして、第5章車両条項および第6章一般条項がある。前者では、「当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）に生じた損害を、この車両条項および一般条項に従い、被保険者（被保険自動車の所有者をいいます……）に対しててん補します」（1条①）と定められており（保険金支払条項⁽¹²⁾）、さらに、「当社は、次の事由によって生じた損害をてん補しません。（1）次に掲げる者の故意（イ）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、（ロ）所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主」（2条）（故意免責条項⁽¹³⁾）と定められている。

(2) 自動車保険以外のオール・リスク保険の約款（類型III）

【5】が対象としたテナント総合保険は、ショッピングセンター、賃貸ビル等においてテナントとして入居している店舗または事務所が抱えるさまざまな危険を包括的に補償する保険で、すべての偶然な事故による設備・什器等の損害に対して（第1章 物損害担保条項）、対象施設（保険証券記載の施設）の所在する建物等がすべての偶然な事故によって損害を受けた結果、対象施設の営業が休止または阻害されたために生

(12) 鴻常夫編『注釈自動車保険約款（上）』372頁～378頁（有斐閣・1995年）（西嶋梅治筆）を参照。

(13) 鴻・前掲注(12)378頁～385頁（西嶋筆）を参照。

じた損失に対して、および、前述の損害を受けた結果生じた営業継続費用に対して（第2章 休業損失等担保条項）、被保険者が、被保険者による対象施設の所有等に起因する事故等による他人の身体の障害等について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、被保険者が、被保険者の占有を離れた生産物（保険証券記載の財物）に起因して、保険期間中に生じた事故等による他人の身体の障害等について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、被保険者の責めに帰すべき事故に起因する火災等の事故により、借用施設が損壊した場合において、および、被保険者が借用施設についてその買主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して（第3章 賠償責任担保条項）、記名被保険者（保険証券記載の被保険者）等が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して（第4章 傷害担保条項）、それぞれ保険金を支払うものである（保険金支払条項⁽¹⁴⁾）。この保険は、第1章および第2章において、偶然な保険事故を包括的に保険事故とする保険である旨が明記されていることから、オール・リスク保険である⁽¹⁵⁾。損害保険会社が扱う自動車保険以外のオール・リスク保険のうち主なものとしては、テナント総合保険の他に、企業費用・利益総合保険、動産総合保険等があり、これらの約款ではいずれも「すべての偶然な事故」が保険事故とされている⁽¹⁶⁾。

(14) (株)損害保険ジャパンが扱う「テナント総合保険普通保険約款」を参照。

(15) 山下友信『保険法』358頁（有斐閣・2005年）。

(16) 企業費用・利益総合保険では、すべての偶然な事故により保険の目的が損害を受けたこと、ならびに、不測かつ突発的な事由に起因して保険の目的と配管または配線により接続している事業者の占有する電気、ガス、熱、水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で別表記載の事業者の占有するもの（ユーティリティ設備）の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱もしくは水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたこと、のいずれかに該当する事由により営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

そして、いずれの約款にも、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人、保険契約者または被保険者が法人であるときはその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関の故意または重大な過失によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない旨の規定が定められている（故意免責条項）。

[3] 判例の状況

1. 最高裁の判例

【3】最一小判平成18年6月1日（自家用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・水没による損傷）

<事実の概要>

X（原告・控訴人・上告人）は、平成12年11月1日、A損害保険会社との間で自家用自動車総合保険契約を締結した。本件保険約款第5章車両条項1条には、保険金支払条項がある。その後、Y損害保険会社（被告・被控訴人・被上告人）がA会社を吸収合併した。

平成13年10月29日午前11時50分頃、本件車両が海中に水没し、その後、廃棄された。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y

および収益減少防止費用（損失）に対して、保険金が支払われる（企業費用・利益総合保険普通保険約款1条）（保険金支払条項）。動産総合保険では、保険の目的について、その場所のいかんを問わず、保険証券記載の担保地域内におけるすべての偶然な事故によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含む）に対して損害保険金が、そして、損害保険金が支払われる場合において、前述の事故によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生ずる費用（臨時費用）に対して、臨時費用保険金が、さらに、損害保険金が支払われる場合において、前述の事故によって損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいう。残存物取片づけ費用）に対して、残存物取片づけ費用保険金が、それぞれ支払われる（動産総合保険普通保険約款1条）（保険金支払条項）。以上、（株）損害保険ジャパンが扱う「企業費用・利益総合保険普通保険約款」および「動産総合保険普通保険約款」を参照。

会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

第1審（下記【24】⁽¹⁷⁾）・第2審（下記【27】⁽¹⁸⁾）では、本件事故は約款にいう偶然な事故にあたらないと判示された。

〈判旨〉一部破棄差戻，一部却下。

「商法629条が損害保険契約の保険事故を『偶然ナル一定ノ事故』と規定したのは、損害保険契約は保険契約成立時においては発生するかどうか不確定な事故によって損害が生じた場合にその損害をてん補することを約束するものであり、保険契約成立時において保険事故が発生すること又は発生しないことが確定している場合には、保険契約が成立しないということを明らかにしたものと解すべきである。同法641条は……保険事故の偶然性について規定したのではなく、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。

本件条項は、『衝突，接触，墜落，転覆，物の飛来，物の落下，火災，爆発，盗難，台風，こう水，高潮その他偶然な事故』を保険事故として規定しているが，これは，保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので，商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件保険契約に即して規定したものである。本件条項にいう『偶然な事故』を，商法の上記規定にいう『偶然ナル』事故とは異なり，保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない。原審が判示するように火災保険契約と車両保険契約とで事故原因の立証の困難性が著しく異なるともいえない。

したがって，車両の水没が保険事故に該当するとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は，事故の発生が被保険者の意思に

(17) 福井地裁敦賀支判平成16年9月2日金判1244号50頁。

(18) 名古屋高裁金沢支判平成17年2月28日金判1244号48頁。

基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わないというべきである。』

【4】最三小判平成18年6月6日（自動車保険〔類型Ⅱ〕・引っかけ傷による損傷）

＜事実の概要＞

X（原告・控訴人・上告人）は、平成14年7月23日、Y損害保険会社（被告・被控訴人・被上告人）との間で自動車保険契約を締結した。本件保険約款第4章車両保険第1節車両条項1条には、保険金支払条項があり、第4章第1節3条には、故意免責条項がある。

平成15年7月10日頃、本件車両の前後部、両側面に引っかけ傷が付けられる事故が発生した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

第1審（下記【21】⁽¹⁹⁾）・第2審（下記【30】⁽²⁰⁾）では、Xの請求は理由がないと判示された。

＜判旨＞一部破棄差戻、一部却下。

「商法629条が損害保険契約の保険事故を『偶然ナル一定ノ事故』と規定したのは、損害保険契約は保険契約成立時においては発生するかどうか不確定な事故によって損害が生じた場合にその損害をてん補することを約束するものであり、保険契約成立時において保険事故が発生すること又は発生しないことが確定している場合には、保険契約が成立しないということを明らかにしたものと解すべきである。同法641条は……保険事故の偶然性について規定したのではなく、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。

本件条項は、『衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故』を保険事故として

(19) 名古屋地判平成16年12月22日金判1244号59頁。

(20) 名古屋高判平成17年7月14日金判1244号57頁。

規定しているが、これは、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので、商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件保険契約に即して規定したものであり、他方、前記約款第4章第1節第3条の条項は、保険契約者、被保険者等が故意によって保険事故を発生させたことを、同法641条と同様に免責事由として規定したものである。本件条項にいう『偶然な事故』を、同法629条にいう『偶然ナル』事故とは異なり、保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない。

したがって、車両の表面に傷が付けられたことが保険事故に該当するとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わないというべきである。原審の引用する前記平成13年4月20日……判決は、傷害保険についてのものであり、本件とは事案を異にする。」

【5】最一小判平成18年9月14日（店舗総合保険〔類型Ⅲ〕、テナント総合保険・火災）

<事実の概要>

X（原告・控訴人・上告人）は、代表取締役A所有の建物でフランチャイズ方式の居酒屋を経営していた会社であり、平成12年2月4日、B損害保険会社との間で、本店舗について店舗総合保険契約（第1契約）を、同11年7月28日、Aの兄でXの取締役Cは、D損害保険会社との間で、店舗内の什器備品等の損傷および休業による損害を保険の目的とする加盟店総合保険契約（第2契約）を締結した。

第1契約の約款では、保険事故につき、「火災、落雷、破裂又は爆発」と定められていた。第2契約に適用されるテナント総合保険普通保険約款では、保険金支払条項と故意免責条項とが定められている。その後、B会社、XおよびCは、保険契約者をCからXに変更することを合意し

た。

平成12年2月19日午前2時10分頃、本店舗内で火災が発生し本店舗は全焼した。同13年10月1日、D会社はY損害保険会社（被告・控訴人・被上告人）に吸収合併された。Xは、B会社およびY会社に対して保険金の支払を請求したところ、両社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

第1審（下記【17】⁽²¹⁾）・第2審（下記【31】⁽²²⁾）では、第1契約については、保険事故に制限が付加されていないので、請求者は発生した事故が約款記載の事故のいずれかであることを主張、立証すれば足りるが、第2契約については、請求者は発生した事故が偶然な事故であることにつき主張、立証する責任を負うと解するのが相当であると判示された。

<判旨>破棄差戻。

「商法629条が損害保険契約の保険事故として規定する『偶然ナル一定ノ事故』とは、保険契約成立時において発生するかどうかの不確定な事故をいうものと解される。また、同法641条……は、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。

本件約款は、保険事故として『すべての偶然な事故』と定める一方、保険契約者等の故意又は重過失によって生じた損害に対しては保険金を支払わないとしているが、これらの定めを商法の上記条文に照らしてみれば、本件約款は、保険契約成立時に発生するかどうかの不確定な事故をすべて保険事故とすることを明らかにしたものと解するのが相当であり、本件約款にいう『偶然な事故』を、商法629条にいう『偶然ナル』事故とは異なり、保険事故の発生時において保険契約者等の意思に基づかない事故であること（保険事故の偶発性）というものと解することはできない（最高裁平成……18年6月1日……判決……参照）。

したがって、本件約款を契約内容とする本件保険契約に基づき火災に

(21) 仙台地判平成15年7月30日金判1255号47頁。

(22) 仙台高判平成17年8月25日金判1255号36頁。

よる什器備品等の焼失及び休業が保険事故に該当するとして保険金を請求する者は、事故の発生が保険契約者等の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わず、保険契約者等の故意又は重過失によって保険事故が発生したことは、保険者において、免責事由として、主張、立証する責任を負うと解すべきである。]

【6】最三小判平成19年4月17日（家庭用総合自動車保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告・被控訴人・上诉人）は、盗難防止装置であるイモビライザーが搭載された本件車両を購入し、平成13年11月12日、Y損害保険会社（被告・控訴人・被上诉人）との間で家庭用総合自動車保険契約を締結した。本件保険約款第6章車両条項1条1項には、保険金支払条項（本件条項1）があり、同4条（1）には、故意免責条項（本件条項2）がある。

Xは、平成14年10月12日、本件車両を駐車場に駐車したまま出国し、同月22日に帰宅したが、本件車両は、10月12日午後7時21分頃、X以外の何者かによって持ち去られた。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

第1審（下記【21】⁽²³⁾）・第2審（下記【34】⁽²⁴⁾）では、請求者は、被保険自動車の盗難その他偶然な事故の発生を主張、立証すべき責任を負うと解するのが相当であると判示された。

<判旨>破棄差戻。

「(1) 商法629条が損害保険契約の保険事故を『偶然ナル一定ノ事故』と規定したのは、損害保険契約は保険契約成立時においては発生するかどうか不確定な事故によって損害が生じた場合にその損害をてん補することを約束するものであり、保険契約成立時において保険事故が発生す

(23) 福岡地判平成16年7月5日金判1267号37頁。

(24) 福岡高判平成18年2月23日金判1267号33頁。

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

ること又は発生しないことが確定している場合には、保険契約が成立しないということを明らかにしたものと解すべきである。同法641条は……保険事故の偶然性について規定したのではなく、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。]

「本件条項1は……保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故を『被保険自動車の盗難』も含めてすべて保険事故とすることを明らかにしたもので、商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件保険契約に即して規定したものである。そして、本件条項2は、保険契約者、被保険者等が故意によって保険事故を発生させたことを、同法641条と同様に免責事由として規定したものである（最高裁……平成……18年6月1日……判決……、最高裁……平成18年6月6日……判決……参照）。本件条項1では『被保険自動車の盗難』が他の保険事故と区別して記載されているが、『被保険自動車の盗難』についても他の保険事故と同じく本件条項2が適用されるのであるから、『被保険自動車の盗難』が他の保険事故と区別して記載されているのは、本件約款が保険事故として『被保険自動車の盗難』を含むものであることを保険契約者や被保険者に対して明確にするためのものと解すべきであり、少なくとも保険事故の発生や免責事由について他の保険事故と異なる主張立証責任を定めたものと解することはできない。

そして、一般に盗難とは、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転であると解することができるが……被保険自動車の盗難という保険事故が保険契約者、被保険者等の意思に基づいて発生したことは、本件条項2により保険者において免責事由として主張、立証すべき事項であるから、被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして本件条項1に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、『被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと』という外形的な事実を主張、立証すれば足り、被保険自動車の持

ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負わないというべきである。

(2) 原審は、本件条項1に基づいて車両保険金の支払を請求する者は被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることにつき主張立証責任を負うと解した上、本件においてはその証明がないとして、XのY会社に対する請求を棄却したものである。しかし、……X以外の者が本件車両をその所在場所から持ち去ったことは明らかになっているというべきであるから、保険事故の発生が立証されていないとしてXの請求を棄却することはできない。]

【7】最一小判平成19年4月23日（一般自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告・控訴人・被上诉人）は、平成13年12月11日、Y損害保険会社（被告・被控訴人・上诉人）との間で一般自動車総合保険契約を締結した。本件保険約款の車両条項1条1項には、保険金支払条項がある。

Xは、平成14年5月22日午後2時頃、交番に赴き、本件車両をショッピングセンターに駐車中に盗難にあったとして、盗難届を提出した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

第1審（下記【25】⁽²⁵⁾）では、本件車両の遺失が盗難であって偶然の事故であると認められないと判示され、第2審（下記【29】⁽²⁶⁾）では、本件盗難事故前後の状況やXの行動に照らし、第三者による本件車両の持ち去りとみて矛盾のない状況が立証されているといえる一方、本件盗難事故がXの意思に基づき発生したと疑うべき事情は立証されていないといふべきである、と判示された。

<判旨>破棄差戻。

(25) 大阪地裁堺支判平成16年10月26日金判1267号51頁。

(26) 大阪高判平成17年6月2日金判1267号44頁。

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

「(1) 商法629条が損害保険契約の保険事故として規定する『偶然ナル一定ノ事故』とは、保険契約成立時において発生するかどうかが不確定な事故をいうものと解される。また、同法641条……は、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。

本件条項は……保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故を『被保険自動車の盗難』も含めてすべて保険事故とすることを明らかにしたもので、商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件保険契約に即して規定したものである。本件条項にいう保険事故を、商法の上記規定にいう『偶然ナル』事故とは異なり、保険事故の発生時において被保険者の意思に基づかない事故であること（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない（最高裁平成……18年6月1日……判決……，最高裁平成……18年6月6日……判決……参照）。もっとも、本件条項では『被保険自動車の盗難』が他の保険事故と区別して記載されているが、これは、本件約款が保険事故として『被保険自動車の盗難』を含むものであることを保険契約者や被保険者に対して明確にするためのものと解すべきであり、少なくとも保険事故の発生や免責事由について他の保険事故の場合と異なる主張立証責任を定めたものと解することはできない。

ところで、一般に盗難とは、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転をいうものと解することができるが、商法の上記各規定が適用されると解される本件保険契約においては、被保険自動車の盗難という保険事故が保険契約者又は被保険者の意思に基づいて発生したことは、保険者が免責事由として主張、立証すべき事項であるから、被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負うものではない。しかしながら、上記主張立証責任の分配によっても、上記保険金請求者

は、『被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと』という盗難の外形的な事実を主張、立証する責任を免れるものではない。そして、その外形的な事實は、『被保険者の占有に係る被保険自動車が保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと』及び『被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと』という事実から構成されるものというべきである。

(2) 原審は……車両損害保険金を請求する者は保険事故の偶発性を含めて盗難が発生した事実を主張、立証すべき責任を負うとする一方、『外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況』が立証されれば、盗難の事実が事実上推定されるとした上、本件では、上記『矛盾のない状況』が立証されているので、盗難の事実が推定されるとしている。しかしながら、上記保険金請求者は、盗難という保険事故の発生としてその外形的な事実を立証しなければならないところ、単に上記『矛盾のない状況』を立証するだけでは、盗難の外形的な事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証したことにならないことは明らかである。したがって、上記『矛盾のない状況』が立証されているので盗難の事実が推定されるとした原審の判断は、(1)の主張立証責任の分配に実質的に反するものというべきである。』

2. 【3】等に見る争点

【3】～【7】の最高裁判決の検討の過程はいずれもほぼ同じ内容である。まず、商法629条と商法641条の解釈を示したうえで、629条と保険金支払条項との関係および641条と故意免責条項との関係を示している。すなわち、保険金支払条項にいう「すべての偶然な事故」は、契約成立時に発生するか否か不確定な事故をすべて保険事故とすることを明らかにしたもので、629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」を本件契約に即して規定したものであり、故意免責条項は、641条と同様に免責事由として規定したものであるゆえに、保険金支払条項にいう「すべての偶然な

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

事故」は、629条にいう「偶然ナル一定ノ」事故とは異なり、保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできず、請求者は、保険事故の偶発性について主張、立証すべき責任を負わず、保険契約者等の故意または重過失によって保険事故が発生したことは、保険者が、免責事由として、主張、立証する責任を負うと判示している。さらに、【6】【7】では、被保険自動車の盗難という保険事故の特殊性について判示している。

【3】～【7】にみる主な争点は、これらの判決に共通するものとして、保険金支払条項にいう「すべての偶然な事故」の意義および故意免責条項の性質、ならびに、保険事故が保険契約者等の意思に基づかないで生じたこと（保険事故の偶発性）の立証責任の帰属である。これは、「偶然な」の文言には、後述のように、2つの意味が考えられ、【3】～【7】の保険約款にいう「偶然な」が文理上はそのいずれも意味しうるからである。⁽²⁷⁾ これらの点を検討する場合、商法629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」と約款の規定にいう「偶然な事故」の意味を比較検討する必要がある。そして、保険事故の中で、盗難については盗難という保険事故自体に意思によらないという要素が含まれていることから、被保険車両の盗難について判示する【6】【7】に固有な争点として、盗難の立証内容がある。

(27) 新井修司「判批」リマークス36号102頁（2008年）。保険法では、損害保険契約の定義として、「保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう」と定められている（保険法2条6号・1号）。この規定が、商法629条の規定と同じ趣旨であると解される限り、【3】～【7】の判旨は保険法においても妥当すると解する。

3. 主な下級審判決の状況

【8】東京地判平成7年8月28日判タ910号206頁（動産総合保険〔類型Ⅲ〕・火災）

<事実の概要>

X（原告）を代表取締役とするA会社は、宝石展示会の開催日である昭和61年2月10日に、展示品を保険の目的として、Y損害保険会社（被告）との間で動産総合保険契約を締結した。本件保険契約の約款には、不実申告による免責規定（動産総合保険約款15条2項）および故意免責条項（同3条）がある。

翌11日午前10時23分頃、展示会場が火災となって展示品が焼失したため、A会社はXに保険金請求権を譲渡した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

Y会社は、保険金額に相当する展示品が存在したことを争い、抗弁として、①A会社が本件保険契約所定の台帳をY会社に提示していないこと、②本件火災はXの故意または重大な過失により招致されたものであること、③Xは条例等に違反する方法で石油ストーブを使用し、Xの責めに帰すべき事由により危険を著増させたこと（商法656条）、④本件保険契約は保険金を不正に取得することを目的としたもので公序良俗に反し、錯誤により無効であり、詐欺行為として取り消し得べきものであること、⑤Xは、本件保険契約締結当時、火災の発生を予期していたから、商法642条の準用により本件保険契約は無効であることなどを主張した。<判旨>一部請求認容。

①につき、「本件火災がXの未必の故意による事故招致であったと認めるに足りないというべきである。」

②につき、「本件火災がXの重大な過失に基づくものであることを認めるに足りる証拠はないから、本件火災がXの重大な過失による事故招致である旨の主張は採用することができない。」

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

③につき、Y会社の担当者が「本件保険契約を締結した際、すでに本件展示即売会が開始されていた本件会場を現に検分していることは前示のとおりであり、X……によれば、右保険契約締結当時と本件火災発生当日とで石油ストーブの使用 방법에差異があったとは窺われず、この間、著しく危険が増加したと認めるに足りる証拠はない。」

④⑤につき、「Xの故意による事故招致の認められない本件において、遡って本件保険契約締結時に保険金不正取得の目的があったことを窺わせる事情は見当たらない。

したがって、これを前提とする本件保険契約の公序良俗違反ないし錯誤による無効、詐欺による取消し、商法642条の準用による無効というY会社の各抗弁は、いずれもその前提において失当である。」

【9】浦和地判平成9年9月3日判タ956号252頁（積立動産総合保険〔類型Ⅲ〕・火災）

<事実の概要>

X（原告）は、Y損害保険会社（被告）との間で、経営するカラオケボックスの店舗について、積立動産総合保険契約等を締結した。本件保険契約の約款には、故意免責条項と、保険契約者または被保険者が損害について故意に不実の申告をしたときは、保険金を支払わない旨の規定とがある。

平成6年4月18日午前4時50分頃、本件店舗で火災が発生し、本件店舗と店舗内の什器備品等が焼失した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを許否したので、本訴に及んだ。

<判旨>請求棄却。

本件火災の出火原因は、閉店後店舗内に侵入した何者かの放火であること、火災発生時、店舗の出入口は施錠されていたこと、放火犯人は鍵を使用して店舗内に侵入した可能性が高いこと、Xの経営状態は赤字が続いており、資金繰りは相当厳しい状態であったこと、本件店舗については、平成3年10月にも火災が発生し、Xは火災保険金を受給している

こと等が認定され、Xの代表者が直接的な動機を有していたものと認められ、この者の店舗の鍵の所在に関する供述内容は客観的証拠と符合せず、供述の変遷の理由としては不十分であり、この者のアリバイに関する供述の変更も不自然である。これらの諸事情を勘案すると、本件火災は、その具体的な行為態様および放火の実行犯は不明であるものの、鍵の所持者であるXの代表者自身あるいはその依頼を受けた第三者の故意行為により発生させたものと認めるのが相当である。

【10】東京地判平成12年3月1日判タ1056号250頁（自家用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告）は、平成9年2月18日、Y損害保険会社（被告）との間で自家用自動車総合保険契約を締結した。本件保険約款第5章車両条項1条1項には、保険金支払条項がある。

本件車両を使用管理するAは、同年9月13日早朝、居住するマンションの駐車場に本件車両を駐車していたが、同日正午までの間に本件車両を盗まれた。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

<判旨>請求棄却。

本件保険は「損害保険……の一種であるから、事故の偶然性は保険金請求権の発生要件の一つであって……保険金を請求する者は、一定の事故と損害の発生及びその事故と損害発生との間に相当因果関係が存在することのほか、その事故が偶然によるものであること、即ち事故の発生が予知できなかったものであることを主張立証すべき責任を負担するものと解するのが相当である。」

本件保険「約款第5章（車両条項）第1条第1項において、保険会社は、盗難その他偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害を、この車両条項及び一般条項に従い、被保険者（被保険自動車の所有者）に対しててん補する旨定められているのは、この趣旨を明らかにしたもので

ある。」

「本件の場合、本件車両の喪失前後の保管状況や本件車両の保管者であるAの言動等に……疑問点が存在するという特段の事情が認められるから、盗難届の提出及びナンバープレートの発見をもって、Aにとって本件車両の喪失が予知できない偶然の出来事であったことを推認することは困難というべきである。」

【11】東京地判平成12年5月31日判タ1063号204頁（動産総合保険〔類型Ⅲ〕・盗難）

＜事実の概要＞

商品券等の有価証券の売買等を業とするX（原告）は、平成6年11月9日、Y損害保険会社（被告）との間で動産総合保険契約を締結した。契約内容は、現金、有価証券その他の金券について、担保地域内において生じたすべての偶然な事故による損害に対して保険金を支払うというものであった。

平成7年10月17日深夜、Xの代表者Aが買い物に行く途中、所持したカバン（現金やカード在中）を奪われる事故にあったとして、Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

＜判旨＞請求棄却。

「本件保険事故の発生については、目撃者等の証人はなく、さらにその損害等についても、犯人が特定され、その者が保険事故を起こしたという事実を明らかにしてもいないことから、本件保険事故及びその損害の存在を直接立証する証拠はA……の供述に限られる。このような場合に、本件保険事故の存在を認定できるかどうかは、Aの供述の合理性と、Aの供述を裏付けるに足る証拠が存在するか否かにかかる。」

「本件保険事故の発生については……多くの疑問点があり、Aはこれについて合理的な説明をしているとは認め難く、またXは、Aの供述を裏付けるに足る証拠を提出しているとは認められない。」

「Xは、本件保険事故の存在を合理的な程度にまで証明したとは言えず、結局、本件全証拠によっても、Xの主張する本件保険事故が発生したことを認めることはできないと言わざるを得ない。」

【12】京都地判平成12年10月24日判タ1093号287頁（自家用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告）は、平成10年12月11日、Y損害保険会社（被告）との間で自家用自動車総合保険契約を締結した。本件保険約款第5章車両条項1条1項には、保険金支払条項がある。

Xは、平成11年10月29日、本件車両を駐車場に駐車したまま出国し、同月31日に帰宅したところ、本件車両が駐車場がないことが判明し、11月1日、警察署に被害届を提出した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

<判旨>請求認容。

「本件保険契約の内容によれば、盗難その他の偶然の事故の発生は、本件保険契約に基づく保険金請求権の発生要件の一つであるから、本件保険契約に基づき保険金を請求する者は、盗難その他偶然の事故の発生を主張立証すべき責任を負担するものと解するのが相当である。」

「本件（車両）が盗難事故に遭ったことを推認させる間接事実として、（1）平成11年10月29日午後10時ころには本件駐車場所に本件（車両）が駐車されていたことが第三者によって現認されているのに、翌30日午前9時30分ころには本件駐車場所に本件（車両）が存在しなかったこと、（2）本件駐車場所は、いわゆる青空駐車場内にあり、しかも出入口から最も遠い場所に位置しており、夜間に車両盗難が発生してもおかしくない状況にあること、（3）Xは、同年11月1日に……警察署盗犯係に本件（車両）が盗難された旨の被害届を提出したが、その後本件（車両）が発見されていないこと、（4）当時、京都府下では車両盗難が多発していたこと、（5）本件（車両）は、国産高級車であって、盗難の被害

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

に遭うことが多い車種の一つであることを挙げることができる。

そして、被保険車両が盗難事故に遭った場合、発生現場に何らかの窃盗の痕跡が残されているか、目撃者が存在するか、被害車両が発見されるか、あるいは窃盗犯人が検挙されるかしない限り、一般人にとって盗難に遭ったことを直接立証することは困難であり、そのような立証を要求することは、保険金請求者に不可能を強いることにもなりかねないことを考慮すると、盗難の発生状況について不自然・不合理な点がある等の特段の事情が存在しない限り、右間接事実をもって、本件（車両）は平成11年10月29日午後10時から翌30日午前9時30分ごろまでの間に盗難の被害に遭ったものと推認するのが相当である。」

【13】名古屋地判平成14年2月1日 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース（ヨット・モーターボート総合保険，販売用・陸送自動車等自動車保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告）は、平成11年6月20日、Y損害保険会社（被告）との間でヨット・モーターボート総合保険契約および販売用・陸送自動車等自動車保険契約を締結した。前者保険約款第1章船体条項1条1項および本件自動車保険約款第3章車両条項1条1項には、保険金支払条項がある。

Xは、平成11年10月23日ころ、会社入口右側の路上に保管していた本件モーターボートが盗難にあい、警察署に被害届を出すとともに、Y会社に連絡した。12月17日、社内にあった本件2台の車両が損壊されているのが発見され、警察署に被害届を出すとともに、Y会社に連絡した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

<判旨>請求棄却。

「各約款に基づき、保険者に対して各保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて、主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。なぜなら、本件各約款中の各保険

金の支払事由は、『偶然な事故』とされているのであるから、発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである（最高裁……平成13年4月20日判決……参照）。

「本件ボートの被害・本件各車両の被害は個別的にみても不自然な点が多いうえ、そのような事故が連続しているということ、更に、Xもしくはその周辺では本件のほかにも保険金請求がされていることなどに照らすと、Xの主張する本件ボート及び本件各車両についてあったとする被害は『偶然の事故』によるものであると認めることはできないというべきである。」

【14】名古屋地判平成14年5月31日 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース（自家用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

＜事実の概要＞

X（原告）を代表者とするA会社は、平成12年2月22日、Y損害保険会社（被告）との間で自家用自動車総合保険契約を締結した。本件保険約款第5章車両条項1条1項には、保険金支払条項がある。

本件車両は、平成12年4月8日午後10時頃から翌9日午前9時頃までの間に、Xの自宅マンションの駐車場内に施錠をして駐車中に盗難被害に遭ったとして、Xにより盗難届が出されたが、同月下旬ころ、本件車両は発見された（第1盗難事故）。5月23日、Xは、22日午後9時頃から23日午前11時30分頃までの間に、駐車場に施錠をして駐車していた本件車両が盗難に遭ったとする被害届を提出した（第2盗難事故）。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

＜判旨＞請求認容。

「車両保険については、本件約款の文言の規定からも、事故の偶然性

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

は保険金請求権の発生要件の一つであって……保険金を請求する者は、その事故が偶然によるものであることについて主張立証すべき責任を負担するものと解するのが相当である。

もっとも、被保険車両が盗難事故に遭ったという場合には、被害車両が発見されるか、あるいは窃盗犯人が検挙されるかなどしない限り、一般人にとって盗難事故の存在そのものを直接立証することは困難というべきであるから、その被害車両の喪失前後の保管状況や保管者の言動等に疑問があるなどの特段の事情がない限り、第2盗難事故に関する盗難届の提出及び本件車両の未発見の事実をもって、本件車両の喪失が偶然の事故であったものと推認することができるものというべきである。」

【15】東高判平成15年1月30日判時1817号153頁，自保ジャ1481号2頁⁽²⁸⁾

(企業費用・利益総合保険，テナント総合保険〔類型Ⅲ〕・火災)

<事実の概要>

本件建物を賃借して、婦人服を製造販売するX（原告・控訴人）は、Y損害保険会社（被告・控訴人）との間で、本件建物につき、企業保険契約およびテナント保険契約を締結した。

平成9年12月8日未明、Xの代表者が消防署に通報して本件火災が覚知され、消防署員により消火活動が行われたが、本件建物内にあった什器・備品・商品等が焼失し、損害を被った。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社が保険金の支払を拒否したので、本訴に及んだ。

原審（東京地判平成13年11月28日自保ジャ1481号9頁）では、Xの請求が一部請求認容されたことから、XとY会社の双方が敗訴部分を不服として控訴した。

<判旨>請求棄却。

「本件約款は、保険金を支払う場合として、『すべての偶然な事故に

(28) 判批：石田満・損保研究65巻1＝2号413頁（2003年）、竹瀆修・商事法務1815号47頁（2007年）。

より保険の目的が損害を受けたとき』と規定しているから、発生した事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件であり、本件各保険契約に基づき保険金を請求する者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うと解するのが相当である。本件約款のうち、保険契約者らの故意によって生じた損害につき保険金を支払わない旨の定めは、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したにとどまり、保険契約者らの故意により保険金の支払事由に該当する事故が発生したことの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである。

第1審原告は、商法665条、641条の規定からは、保険金請求者は火災保険発生的事实を主張、立証すれば足り、保険者が免責事由の主張立証責任を負うものと解される旨主張するが、損害保険契約が偶然の事故によって生じた損害を填補するものであることは同法629条の規定によって明らかであり、同法641条の定める免責事由は本件約款に定める免責事由と同旨のものであるから、上記主張を採用することはできない。

第1審原告は、保険金請求者に偶発性の主張立証責任を負わせるのは過酷な負担を強いるものであるとも主張するが、上記のように解さなければ、保険金の不正請求が容易になるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあり、通常の場合、発生した事故の偶発性を主張、立証することがそれほど困難であるとは考えられないから、上記主張も採用することができない。」

出火原因は放火によるものと推認されること、Aは、火災後、コンピュータのデータ等を廃棄するなど、不自然な行動を行っていること、XやAには多額の債務があり、その弁済を延滞していること、Xには保険金の取得歴があること、Xは多額の保険に加入し、月額83万円余の保険料を支払っていること、Xの経営は相当に困難な状況にあり、Aには火災を惹起することにより保険金を取得しようとする動機が認められるこ

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

と、Aが火災の第1発見者となったというのは相当に不自然であることなどからして、「本件火災（放火）は第1審原告代表者あるいは同代表者と意思を通じた者によるとの疑いを払拭することができない」。

【16】名古屋地判平成15年3月4日 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース（総合自動車保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告）は、平成12年3月24日、A損害保険会社との間で総合自動車保険契約を締結した。本件保険約款第4章車両条項1条1項には、保険金支払条項（本件約款1）が、第5章一般条項5条2項には、保険会社は、被保険自動車が譲渡された後に、被保険自動車について生じた損害または傷害に対しては、保険金を支払わない旨（本件約款2）がそれぞれ定められている。A会社は、合併してY損害保険会社（被告）となった。

Xは、同年8月24日朝、マンションの駐車場に前日駐車した本件車両がなくなっていることに気がつき、警察署に対して本件車両の盗難届を提出した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

<判旨>請求棄却。

「本件契約は、当事者の一方が偶然な一定の事故によって生ずべき損害をてん補することを約することによって成立する損害保険であり、本件契約に基づいて保険金を請求する者は、保険金請求権の発生要件の一つである、発生した事故が偶然によるものであること、即ち事故の発生が予知できなかつたことを主張立証すべきである。

本件においては……本件駐車場に駐車していた本件車両がなくなったこと、Xが盗難届を提出したことが認められるところ、一般人にとって、盗難事故そのものを直接立証することは困難というべきであるから、本件盗難事故発生前後の状況等に疑問があるなど、特段の事情がない限り、上記事実をもって本件盗難事故が偶然な事故であったと推認することが

できるといふべきである。」

「偶然な事故の推認の基礎となる事実が、本件車両の喪失及び盗難届の提出のみであることを考慮すると……本件においては前記推認を覆す特段の事情があるといふべきである。」

【17】 仙台地判平成15年7月30日金判1255号47頁（【5】の第1審判決）
（テナント総合保険〔類型Ⅲ〕・火災）

<判旨>

「（1）本件第1契約の依拠する店舗総合保険普通保険約款……第1章保険金の支払には、次のとおりの定めがある。

ア B会社は、次に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払うとして、火災、落雷、破裂又は爆発を掲げている（第1条）。

イ B会社は、次に掲げる事由によって生じた損害又は傷害に対しては、保険金を支払わないとして、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人……の故意若しくは重大な過失又は法令違反を掲げている（第2条（1））。

（2）本件第2契約の依拠するテナント総合保険普通保険約款……には、次のとおりの定めがある。

ア 物損害担保条項（第1章）（A保険関係）

（ア） Y会社は、この担保条項及び第5章一般条項の規定に従い、すべての偶然な事故によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払う（第1条第1甲（ママ））。

（イ） Y会社は、次の各号に掲げる損害に対しては、保険金を支払わないとして、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人……の故意若しくは重大な過失によって生じた損害を掲げている（第2条（1））。

イ 休業損失担保条項（第2章第1節）（B保険関係）

（ア） Y会社は、この担保条項及び第5章一般条項の規定に従い、次

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

の各号に掲げる物がすべての偶然な事故によって損害を受けた結果、対象施設の営業が休止又は阻害されたために生じた損失に対して、保険金を支払うとして、対象施設の所在する建物等掲げている（第1条第1項）。

- (イ) Y会社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払わないとして、保険契約者、被保険者、被保険者でない者が保険金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はこれらの者の法定代理人……の故意若しくは重大な過失又は法令違反を掲げている（第2条（1）（2））。

（3）（1）の本件第1契約に係る保険約款（第1約款）の定めでは、事故の種類を火災、落雷、破裂又は爆発に特定した上で、これらの事故について保険金を支払う旨規定しており、これらの事故について何らの制限を付加していないから、この保険に基づき保険金の支払を請求する者は、発生した事故が火災、落雷、破裂又は爆発のいずれかであることを主張立証すれば足り、これらの事故について、被保険者の故意等を理由に保険金の支払を拒むためには、保険者（B会社）側において、その免責事由があることにつき主張立証責任を負うものと解すべきである。

他方、（2）の本件第2契約A、B保険に係る保険約款（第2約款）の定めによれば、偶然な事故であることが保険金請求権の発生事由とされており、これらの保険に基づき保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張立証責任を負うもので、免責条項は、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したに過ぎないものと解するのが相当である。」

本件第2契約について「本件火災は被保険者たる原告の代表者Aの放火による疑いが残るから、偶然な事故によって生じたことが立証されたとはいえない。」

本件第1契約について「本件火災は被保険者たる原告の代表者Aの放火による疑いが残るけれども、疑いの域を超えて本件火災がAの放火に

よるものとまで断定するのは困難であるから、本件火災による本件建物の焼失は、被保険者たるXの代表者Aの故意によって生じたものとして本件第1契約に係る第1約款第1章第2条(1)の免責条項に該当するとはいえ」ない。

【18】福岡高判平成15年12月25日 Lexis Nexis J (動産総合保険〔類型Ⅲ〕・火災)

<事実の概要>

X(原告・控訴人)は、店舗1階部分を賃借りして居酒屋を営んでいたところ、Y損害保険会社(被告・被控訴人)との間で、店舗休業保険、動産総合保険および賠償責任保険がセットになった保険契約を締結した。店舗休業保険約款は、1条において、「当社は、この約款に従い、保険の目的が次に掲げる事故による損害……を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失……に対して、保険金を支払います」とし、事故の例として火災を明記し、2条において、「次に掲げる事由による損害を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません」として、「保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反」をあげている。店舗休業保険の自動追加条項1条において、「当社は、この条項が付帯された店舗休業保険普通保険約款1条の事故による損害のほか、保険の目的がすべての偶然な事故により損害を受けた結果、営業が停止または阻害されたために生じた損失に対しても保険金を支払います」と記されている。動産総合保険約款1条は、「当社は、この約款に従い、すべての偶然な事故により保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います」と明記している。

平成11年5月2日午前11時47分頃、本件店舗2階で発生した火災によって、本件店舗1階部分が類焼し、損害が発生した。Xは、Y会社に対して保険金の請求をしたところ、Y会社が拒否したので、本訴に及んだ。<判旨>請求棄却。

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

店舗休業保険普通保険約款の規定を読めば、「火災を原因とする保険事故については、

- a. 被保険者は、事故が火災であることを立証すれば店舗休業保険金を請求でき、
- b. 保険者は、当該事故が保険契約者、被保険者等の故意または重過失等によるものであることを立証して初めて、a. の保険金支払を免れることができる

と解するのが相当である。」

「店舗休業保険普通保険約款1条と上記自動追加条項1条を併せて読めば、被保険者は、

①火災や落雷その他、店舗休業保険普通保険約款1条各号が明記する8つの事故……以外の事故により保険の目的が損害を受け、その結果、営業が停止または阻害されたために生じた損失については、当該保険事故が『偶然な事故』であることを立証しなければ保険金を請求することはできないが、

②火災等については、店舗休業保険普通保険約款1条各号が明記する8つの事故に当たることを立証するだけで保険金を請求することができる旨を規定したものと解するのが相当である。」

「追加条項1条を根拠に、火災についても、偶然な事故であることを被保険者が立証しなければ保険金を請求することができないとするY会社の主張は採用できない。」

動産総合保険において「被保険者は、当該事故が偶然な事故であることを立証しなければ、保険金を請求することができないというのが相当である。」

店舗休業保険については、Y会社は、本件火災が保険契約者兼被保険者であるXまたはその意を受けた者等の故意もしくは重過失等によるものであることを立証しなければ、同保険金支払を免れることはできない。「本件火災は放火の可能性が極めて強いものの、これにXないしその意

を受けた者が関与して発生したとまでは推認することができない。」

動産総合保険については、Xは、本件火災が偶然な事故によるものであることを立証しなければ、同保険金を請求することができない。「しかし、出火原因が放火であったとしても、保険契約者、被保険者又はその意を受けた第三者が当該事件にまったく関与していないことを完全に立証しなければ、偶然な事故であることについて立証責任を尽くしたことになるはずば、保険金請求者に悪魔の証明を強いることになって、相当でない。」

「本件火災は放火の可能性が極めて強いものの、これにXないしその意を受けた者が関与して発生したとまでは推認することができない。」

【19】名古屋地判平成16年1月23日交民集37巻1号131頁（事業用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・事故による損傷）

＜事実の概要＞

X（原告）は、平成13年9月19日、Y損害保険会社（被告）との間で事業用自動車総合保険契約を締結した。また、A会社は、9月20日、Y会社との間で事業用自動車総合保険契約を締結し、翌年3月、被保険自動車を入れ替えた。いずれの保険約款にも保険金支払条項がある。

平成14年4月20日午後11時10分頃、A会社所有の自動車がX所有の自動車に衝突したことから、Xは、A会社に対して、民法709条の不法行為等に基づく損害賠償を請求し、Y会社に対して、A会社の締結していた対物賠償責任保険契約に基づき、A会社が負うべきX所有自動車の損傷の損害賠償債務に関する保険金支払を請求するとともに、自分が締結していた車両保険契約に基づき保険金の支払を請求した。しかし、Y会社がこれを拒否したので、Xは本訴に及んだ。

＜判旨＞請求棄却。

「保険金請求権発生要件である本件事故が偶然に発生したことの主張立証責任はX側にあるものと解するのが相当であるところ、本件事故が偶然に発生したものとは認め難いから、その余の点について判断するま

でもなく、本件対物賠償責任保険契約ないし本件車両保険契約に基づく、XのY会社に対する保険金請求は、認められない。」

【20】大阪地判平成16年6月29日判タ1180号287頁⁽²⁹⁾（車両保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告）は、平成12年12月19日、Y損害保険会社（被告）との間で車両保険契約を締結した。本件保険約款には、保険金支払条項と故意免責条項がある。

Xは、平成13年1月29日午後11時頃から30日午前9時30分までの間に本件車両が盗難に遭ったとして、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

<判旨>請求認容。

「盗難その他の偶然の事故が発生したことは……保険金請求権の発生要件であるから……保険金を請求するXにおいて、盗難等の偶然の事故の発生を主張立証すべきものと解するのが相当である。その場合……Xは、（1）Xが本件車両を所有していたこと、（2）本件事故当時、本件車両が盗難現場とされる本件駐車場に保管されていたこと、（3）現実に盗難事故が発生したことを主張立証する必要があると解される。」

本件では「①本件車両が外国製高級車両であるので……客観的には相応の価値あるものとして、盗難の対象とされやすいものであること、②本件駐車場は、夜間照明はなく、かつ交通量も少ない状況の下、駐車場の比較的奥の位置に駐車していた本件車両に対しては、盗難が発生しても不思議でない状況にあったこと、③Xは、盗難の約3か月前までの間に、3回にわたって100万円以上の費用をかけて本件車両を修理していたこと、④Xは、車両が見当たらなくなった直後の平成13年1月30日に本件車両の盗難届を提出したが、その後本件車両が発見されていないこ

(29) 判批：岩井泉・ジュリ1334号249頁（2007年）。

とは、本件車両が盗難事故に遭ったことを推認させる間接事実として挙げるができる。」

「一般人が予期せず車両の盗難事故に遭った場合……客観的な裏付証拠が存在する場合か、被害車両が発見されたり、窃盗犯人が検挙される（ママ）たりするかなどしない限り、盗難事故の存在そのものを直接立証することは困難であるところ、本件の場合も、そのような直接の裏付証拠は存在しない。そのような状況の中で……事実経過と……①ないし④の情況証拠を総合すると、Xは、平成13年1月29日夜の時点で、本件車両を本件駐車場に駐車させていたところ、翌朝までの間に何者かにこれを盗まれたものと推認することができる。」

これに対し、「本件車両喪失前後の状況について不自然・不合理な点がある等、本件事故の推認を覆すに足りる特段の事情が認められる場合には、上記推認は妨げられるものというべきである。」

以上の判示に基づき、付保の時期や動機、保管場所の移動の経緯、盗難の実現可能性、本件車両の修理の経緯、被害届の提出状況、Xの属性・言動、盗難以外の可能性について具体的な検討をすると、「本件事故の発生につき、合理的な疑いを差し挟むことはできないから、本件車両は……盗難に遭ったものと推認するのが相当である」。

【21】福岡地判平成16年7月5日金判1267号37頁【6】の第1審判決
(家庭用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・盗難)

<判旨>請求認容。

「本件契約の内容によれば、被保険自動車の盗難その他偶然な事故の発生は、本件契約に基づく保険金請求権の要件の一つであるから、……保険金を請求する者は、被保険自動車の盗難その他偶然な事故の発生を主張立証すべき責任を負担するものと解するのが相当である（最高裁……平成13年4月20日判決……）。」

【22】名古屋地判平成16年7月9日交民集37巻4号933頁（事業用総合自動車保険〔類型Ⅱ〕・事故による損傷）

<事実の概要>

X（原告）は、平成13年10月2日、Y損害保険会社（被告）との間で事業用総合自動車保険契約を締結した。本件保険約款第3章車両保険第1節車両条項1条1項には保険金支払条項があり、4条3項には、「保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が、道路交通法第65条第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害についても、保険金を支払いません」と規定されている。

Xは、平成14年2月2日午前6時30分頃、Xの代表者Aが本件車両を運転中、本件車両が損傷したとして、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

<判旨>請求棄却。

「本件保険約款には、『偶然な事故』によって生じた損害に対して保険金を支払いますと定められていることからすれば……本件では、保険金の請求者たるXに本件事故が『偶然な事故』であることの立証責任があると解するのが相当である。」

「Xが主張する以外の原因により本件事故が発生した可能性も十分考えられるのであり、これらの事情を総合勘案すれば、本件事故は、Aが、X車の走行中にX車の後部に設置されているCDチェンジャーを操作しようとして上半身を後方に捻り視線を後方に移したことに起因するもので、『偶然の事故』にあたるとの立証がされたとは認め難いと言わざるを得ない。」

【23】大阪地判平成16年7月29日判タ1180号287頁（新自動車保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

＜事実の概要＞

X₁（原告）は、平成14年3月18日頃、A損害保険会社との間で自動車保険契約を締結した。本件保険約款には保険金支払条項がある。A会社は、その後、Y損害保険会社（被告）となった。

X₁とX₂（原告。X₁の内縁の夫）が、平成15年1月24日午後8時頃、本件車両を駐車中、同日午後8時50分頃までの間に盗難に遭った。X₁らは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

＜判旨＞請求棄却。

「本件契約の内容によれば、盗難その他の偶然の事故が発生したことは、本件契約に基づく保険金請求権の発生要件であるから、本件契約に基づき保険金を請求するXらにおいて、盗難等の偶然の事故の発生を主張立証すべきものと解するのが相当である。その場合……Xらは、（1）本件事故当時、本件車両が盗難現場とされる本件駐車場に駐車されていたこと、（2）現実には盗難事故が発生したことを主張立証する必要があると解される。」

「一般人が予期せず車両の盗難事故に遭った場合、目撃証人がいたり、盗取の場面がビデオテープに収録されていたり、盗取の痕跡が残されていたりするなど、客観的な裏付証拠が存在する場合か、被害車両が発見されたり、窃盗犯人が検挙されたりするかなどしない限り、盗難事故の存在そのものを直接立証することは困難であるというべきである。本件の場合……平成15年1月24日の午後8時から午後8時50分ころまでの間に本件駐車場にて本件車両が何者かに盗まれたのではないかと一見推認することができるかのように見える……。

しかしながら……本件事故前後の本件車両の保管に関する事実や関係者であるXら……の言動等について……疑問点が存在する」。

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

「本件事故を推認させる事実としては、Xらの警察への通報及び被害届提出の事実と、本件車両が行方不明である事実のみであるが、他方……本件では、そもそもXらが主張する日時・場所における本件車両の駐車の実事すら客観的にみて決定的な消極の証拠がある上、客観的な状況に合うような本件事故（窃盗）の実現可能性が乏しいこと、Xら……の行動に不自然な点があること、本件事故にかかる重要な事実関係についてのXら……の供述が客観的事実と矛盾したり、不自然に変遷したりしていることにかんがみると、偶然に本件事故が発生したことには合理的な疑いが差し挟まれるから、前記事実のみをもって本件事故の事実を推認することは妨げられるものというべきである。」

【24】福井地裁敦賀支判平成16年9月2日金判1244号50頁【3】の第1審判決（自家用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・水没による損傷）
＜判旨＞請求棄却。

「Xの供述を検討するに、同供述を前提とする限り本件車両の水没はあり得ないといわざるを得ず、また、Xがシフトをニュートラルにしたままでサイドブレーキをかけなかったと仮定した場合でも、本件車両が水没すること自体はあり得るけれども、水没に至るまでの時間経過は不自然極まりなく、これを『偶然の事故』と認めるのは困難である。」

【25】大阪地裁堺支判平成16年10月26日金判1267号51頁【7】の第1審判決（一般自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・盗難）
＜判旨＞請求棄却。

「本件車両が……持ち去られた時の客観的状況からは、本件車両の持ち出しにXが関与している可能性は高いと考えられるほか、Xが車両保険に関して通常よりも保険事故に遭遇することが多く、本件車両を取得した理由はやや不自然であるうえ、保険金の不正請求をする動機がないわけではなく、保険価格（ママ）の設定につき納得できる根拠は見当たらない。

これらの事情を総合考慮すると、本件車両の遺失が盗難であって偶然

の保険事故であると認めることはできない。」

【26】名古屋地判平成16年12月22日金判1244号59頁（【4】）の第1審判決（自動車保険〔類型Ⅱ〕・引っかけ傷による損傷）

＜判旨＞請求棄却。

「Xが、本件保険契約に基づき……Y会社に対して車両保険金の請求をする場合は、Xは、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張・立証すべき責任を負うものと解するのが相当であると解され（る）。けだし、商法第629条は、『損害保険契約は当事者の一方が偶然なる一定の事故に因りて生ずることあるべき損害を填補することを約し相手方が之にその報酬を与ふることを約するに因りて其の効力を生ず』と規定しており……本件保険契約に適用される保険約款……によれば、車両保険金の支払事由は、急激かつ偶然の外来の事故とされていることからすれば、発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件というべきである。なお、保険約款中には、『被保険者の故意によって生じた損害に対しては保険金を支払わない』旨の規定があるが、これは、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものとどまり、被保険者の故意等によって生じた損害であることの主張・立証責任を被保険者に負わせたものではないと解すべきである（最高裁平成13年4月20日……判決……参照）。これによれば……Xは、保険事故の発生の主張・立証にとどまらず……Y会社が保険事故の発生についての反証を行った場合、これに対して合理的な説明や立証をすることを要すると解すべきである。」

「Xの主張する本件事故が、Xが主張するような偶然の事由により発生したと認めるには合理的な疑いが残り、Xに、本件事故を仮想することを疑わせるような積極的な事情は認められないことを考慮するとしても、Xは、本件事故が偶然な事故であることの主張・立証を尽くしたと認めることは困難であると言わざるを得ない。」

【27】名古屋高裁金沢支判平成17年2月28日金判1244号48頁（【3】の原審判決）（自家用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・水没による損傷）
＜判旨＞請求棄却。

「当裁判所も、控訴人主張の不法行為は成立せず、また、本件事故が保険約款第5章第1条にいう偶然な事故に該当するとはいえない」。

「本件保険金請求権の請求原因事実の立証がないというべきである。Xは、本件において、火災保険金請求に関する最高裁平成16年……12月13日第二小法廷判決と同様の立証責任を採るべきであるかのように主張するが、自動車保険の場合と火災保険の場合とでは、保険金請求権の成立要件に関する保険約款の規定の内容が異なり（本件と異なり、火災保険約款の場合に火災発生の偶然性は要件として規定されていない。）、実質的にも、火災事故の場合の立証の困難性は自動車保険の場合とは著しく異なるから、上記主張は採用できない。」

【28】名古屋地判平成17年5月18日交民集38巻3号732頁（家庭用総合保険〔類型Ⅱ〕・事故による損傷）

＜事実の概要＞

X（原告）は、平成14年3月20日、Y損害保険会社（被告）との間で家庭用総合保険契約を締結した。本件保険約款第3章車両保険第1節1条1項には、保険金支払条項がある。

平成14年5月7日午後11時20分頃、Xは、本件車両を運転中、道路左側の池に転落した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

＜判旨＞請求棄却。

「Xが……車両保険金の請求をする場合は、Xは、発生した事故が偶然な事故であることについて主張・立証すべき責任を負うと解するのが相当であり、これに対し……Xは、事故の発生とその損害を主張・立証すれば足り、保険会社であるY会社が、本件事故が偶然な事故でないことを主張・立証する必要があると解することは相当ではない。ただし、

商法第629条（で）は……偶然なる事故の発生が要件とされていること、本件約款では、車両保険の支払事由は、偶然な事故によるものとされていること……からすれば、発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるからである。なお、本件約款第1章車両保険第1節には、『被保険者の故意によって生じた損害に対しては保険金を支払わない』旨の規定があるが……これは、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものにとどまり、被保険者の故意等によって生じた損害であることの主張・立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである（最判平成13年4月20日……参照）。これによれば……Xは、保険事故の発生主張・立証にとどまらず……Y会社が保険事故の発生を否認し、これについての反証を行った場合、これに対し合理的な説明や立証をすることを要すると解すべきである。]

【29】大阪高判平成17年6月2日金判1267号44頁（【7】の原審判決）

（一般自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<判旨>請求認容。

「本件保険の約款（車両条項）において、保険金の支払事由とされているのは、『偶然の事故によって被保険自動車に生じた損害』及び『被保険自動車の盗難によって生じた損害』であるから……被保険自動車の盗難は、保険金請求権の成立要件であり、したがって、保険金請求権者において、被保険自動車に盗難事故が生じたことを主張立証すべき責任があるというべきである。

しかし、車両の盗難は、通例、所有者の不知の間に秘密裡に持ち去られ、多くの場合、その痕跡を残さないものである。それにもかかわらず、盗難事故の発生をいうためには、その事故が保険金請求者の意思に基づかないで生じたことを立証しなければならず、いわゆる消極的事実を立証することになって、保険金請求者の側に困難を強いることになる。そこで、盗難事故の発生については保険金請求者に主張立証責任があるとはいえ、その立証の程度は、当該事故前後の状況や所有者・使用者の行

動、とりわけ車両の管理使用状況等に照らし、外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況が立証されれば、盗難事故であることが事実上推定されるというべきであり、これに対し、その推定を覆すには、保険者の側で、その事故が保険金請求者の意思に基づき発生したと疑うべき事情を立証しなければならないというべきである。」

【30】名古屋高判平成17年7月14日金判1244号57頁（【4】の原審判決）

（自動車保険〔類型Ⅱ〕・引っかけ傷による損傷）

＜判旨＞請求棄却。

「本件保険契約約款に基づき、保険者に対して車両保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。なぜなら、本件条項に基づく車両保険金の支払事由は、『偶然な事故』とされているのであるから、発生した事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。この点、……本件保険契約約款には、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意によって生じた損害については保険金を支払わない旨の条項があることが認められる……が、これは車両保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものとどまり、被保険者の故意により車両保険金の支払事由に該当したことの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解するべきである（最高裁平成……13年4月20日……判決……参照）。なお、Xの引用する最高裁平成16年……12月13日……判決……は、保険金を支払う場合として、火災によって保険の目的について生じた損害に対して損害保険金を支払うとのみ規定された保険契約約款に基づく請求に関するものであって、本件のように保険契約約款が保険金請求の要件として事故の偶然性を規定している場合に関するものではないから、本件とは事案を異にし、これと同

様に解すべきであるとするXの主張は採用できない。」

【31】 仙台高判平成17年8月25日金判1255号36頁【5】の控訴審判決
(テナント総合保険〔類型Ⅲ〕・火災)

<判旨>

「本件第1契約に係る保険約款(第1約款)の定めでは、事故の種類を火災、落雷、破裂又は爆発に特定した上で、これらの事故について保険金を支払う旨を規定しており、これらの事故について何らの制限を付加していないから、本件第1契約は、いわゆる火災保険の一つであると解されるところ、火災保険は、火災によって被保険者が被る損害が甚大なものとなり、時には生活の基盤すら失われることがあるため、速やかに損害がてん補される必要があるために締結されるものであり、一般に火災によって財産を失った被保険者が火災の原因を証明することは困難である。商法641条本文が保険契約者又は被保険者の悪意又は重大な過失によって生じた損害については保険者はてん補する責任を負わないという規定をおく一方、商法665条本文が火災によって生じた損害につき、その火災の原因いかんを問わず保険者がてん補する責任を負うと定めているのは、このような保険については、保険金請求者は火災により損害を被ったことを立証すれば、火災発生が偶然のものであることを立証しなくとも保険金の支払を受けられるとする趣旨であると解するのが相当である(最高裁平成16年12月13日……判決……参照)。したがって、本件第1契約に基づき保険金の支払を請求する者は、発生した事故が火災、落雷、破裂又は爆発のいずれかであることを主張立証すれば足り、これらの事故について、被保険者の故意等を理由に保険金の支払を拒むためには、保険者(第1審被告保護機構)側において、その免責事由があることにつき主張立証責任を負うものと解すべきである。」

「本件第2契約のA、B保険に係る保険約款(第2約款)の定めによれば、すべての偶然な事故が保険金請求権の発生事由とされているのであって、保険事故の内容が火災に限られていないことからすれば、これ

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

らの保険に基づき保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張立証責任を負うものと解すべきであり、保険事故がたまたま火災であったとしても、偶然性の立証を免れるものではなく、免責条項は、保険金が支払われない場合を確信的注意的に規定したにすぎないものと解するのが相当である。』

「本件火災の出火場所が本件和室であると確定し得ない以上本件火災の原因がAの放火であると認めることはできないというべきである。しかし、他方、本件火災の出火場所が本件和室であるとすると、Aの放火の可能性も否定することはできないことになるから、本件火災が偶然な事故であるとの立証もないことに帰する。」

【32】松山地判平成17年10月14日 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース（自家用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告）は、盗難防止装置であるイモビライザーが装備された車両①について平成15年9月11日に、車両②について11月13日に、Y損害保険会社（被告）との間で、自家用自動車総合保険契約を締結した。本件保険約款には、保険金支払条項がある。

12月22日午前2時頃から午後2時頃までの間に、本件車両2台が盗取された。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

<判旨>請求棄却。

「本件盗難が偶然に発生したといえないばかりか、むしろ行方の知れない鍵について合理的な説明ができないXによる何らかの関与があったと考えるのが合理的ともいえ、偶然性の立証は不十分であるというべきである。」

第1に、イモビライザーを解除する能力をもった鍵……で解錠する以外の方法で（車両①）を本件駐車場から持ち去る具体的な方法を想定することは極めて困難というべきである。」

「第2に、(車両①)及び(車両②)の鍵の管理についてのXの供述内容が客観的事実などと比較して不自然である。」

「第3に、保険の前提となる車両購入価額に不自然というほかない事情が認められる。……(車両①)は8か月、(車両②)は2か月という購入後極めて短期間の間に窃取されている。」

第4に、Xの本件盗難の発見直後の行動であるが、平成15年12月22日午後2時ないし2時30分ころ本件盗難の事実を知り、かつ、派出所まで被害申告をしに行った、すなわち直ぐにでも被害申告をしようとしたとしながら、以降、警察署に被害届を出しに行くまで約3時間もの間隔があることに加え、その際及びこれ以降のXの行動は、Xと何らの利害対立のない(2名の者)の供述内容と食い違いがあつたり、一致があつても同人らの調査会社への陳述内容……との間で記憶の減退で説明できない齟齬があるなどしており、不自然というほかない。」

【33】名古屋地判平成18年2月3日判タ1233号296頁（一般自動車保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

＜事実の概要＞

X(原告)は、平成14年3月1日、Y損害保険会社(被告)との間で一般自動車保険契約を締結した。本件保険約款には、保険金支払条項があり、被保険自動車には、付属品および車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子式航法装置を含む旨が定められている。XとY会社は、同年5月16日、被保険自動車を変更に合意した。本件車両には、各種の盗難防止装置が装備されていた。

X代表者Aは、平成15年2月6日、警察に対して、同日、本件車両の盗難届を提出した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

＜判旨＞一部請求認容。

「Aが本件現場に本件車両を駐車したこと、それが本件現場から消失したこと、X及びAに盗難被害を偽装したり、それらの企図に關与する

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

ことをうかがわせるほどの動機や背景事情は見当たらないこと、本件保険契約の内容や、その締結時点と本件盗難の時点との間に不自然な点は見当たらず、X及びAの本件盗難後の行動や、盗難被害品の不正使用等が多数、相当期間にわたり発生していること、そして、本件車両の各種の盗難防止装置によって本件車両の盗難の可能性が全く排除されるものであるとの反証はないこと、これらの諸点を総合考慮すると、本件車両はX主張のとおり盗難という偶然の事故によって消失したものと認めるのが相当である。⁽³⁰⁾」

【34】福岡高判平成18年2月23日金判1267号33頁（【6】の原審判決）
（家庭用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<判旨>請求認容。

【31】と同旨。

【35】大阪高判平成18年6月29日判時1969号136頁（事業用総合自動車保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告・被控訴人）は、平成13年11月9日、Y損害保険会社（被告・控訴人）との間で事業用総合自動車保険契約を締結した。本件保険約款には、保険金支払条項および故意免責条項がある。

平成14年10月3日、Xの経営者Aが本件車両を駐車した後、帰宅したところ、翌4日、Aは本件車両がないことに気づき、翌5日、Aの妻Bが警察に盗難届を提出した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

原審（大阪地判平成17年6月29日判時1969号144頁）では、本件車両は盗難されたと推認されるとして、請求が認容された。

(30) 自動車の盗難防止装置であるイモビライザーを装置している車両が盗難した場合、犯人が車両の正規キーを入手できるような状況でない限り、保険金支払の請求を棄却する事案が多い。名古屋地判平成18年2月3日判タ1233号296頁の解説を参照。

＜判旨＞請求棄却。

「商法629条が損害保険契約の保険事故を『偶然なる一定の事故』と規定したのは、損害保険契約は保険契約成立時においては発生するかどうか不確定な事故によって損害が生じた場合にその損害をてん補することを約束するものであり、保険契約成立時において保険事故が発生すること又は発生しないことが確定している場合には、保険契約が成立しないことを明らかにしたものと解すべきである。商法641条は……保険事故の偶然性について規定したのではなく、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。」

「本件条項は、『衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮』などを保険事故として規定しているが、これは、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので、商法629条にいう『偶然なる一定の事故』を本件保険契約に即して規定したものであり、他方、前記約款第6章第4条の規定は、保険契約者、被保険者等が故意によって保険事故を発生させたことを、商法641条と同様に免責事由として規定したものである。本件条項にいう『偶然な事故』を、商法629条にいう『偶然なる』事故とは異なり、保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない。」

したがって、本件自動車を喪失したことが保険事故に該当するとして……保険金の支払を請求する者は、喪失事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであること（偶然の事故であること）について主張、立証すべき責任を負わないものというべきである。」

「個別にみれば、盗難があったことの推認を妨げる事情とまでは解し難いとみる余地もあるが、これらの事情を総合的にみれば、X主張の盗難事故には不自然さが残るといふほかない。」

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

……本件自動車を本件駐車場から持ち出すことは極めて困難であると考えられること……X（Aら3名）には不自然というべき事情が存在することなどを総合考慮すると、X主張の本件自動車の盗難事故についてはこれを認めることができず、結局、本件自動車の喪失については、その偶然性が否定されるべきものといわざるを得ない。」

【36】東京高判平成18年9月26日判時1958号164頁（家庭用総合自動車保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告・控訴人）は、平成15年10月27日、Y損害保険会社（被告・被控訴人）との間で家庭用総合自動車保険契約を締結した。本件保険約款には、保険金支払条項と故意免責条項とがある。

Xは、平成16年1月16日午後6時頃、本件車両を取締役を務めるA会社敷地に駐車した後、帰宅し、17日朝に出勤したところ、本件車両がなくなっていることに気付き、警察に盗難届を提出した。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

原審（東京地判平成17年11月15日）では、本件車両の盗難につき偶然性の立証がないとして、請求は棄却された。

<判旨>請求認容。

「（1）商法629条が損害保険契約の保険事故を『偶然ナル一定ノ事故』と規定したのは、損害保険契約は保険契約成立時においては発生するかどうか不確定な事故によって損害が生じた場合にその損害をてん補することを約束するものであり、保険契約成立時において保険事故が発生すること又は発生しないことが確定している場合には保険契約が成立しないということを明らかにしたものと解すべきである。また、同法641条は……保険事故の偶然性について規定したのではなく、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される（……

最高裁……平成18年6月1日判決，同……同年6月6日判決参照。）

(2) 本件車両条項は、『衝突，接触，墜落，転覆，物の飛来，物の落下，火災，爆風，台風，こう水，高潮その他偶然な事故』及び『被保険自動車の盗難』を保険事故として規定しているが，これは，保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので，商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件保険契約に即して規定したものである。他方，本件免責条項は，保険契約者や被保険者等が故意によって保険事故を発生させたことを，同法641条と同様に免責事由として規定したものである。そうとすれば，本件車両条項にいう『偶然な事故』を，商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』とは異なり，保険事故の発生時においてその事故が被保険者の意思に基づかないものであること（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできず，本件車両条項の『被保険自動車の盗難』についても，保険事故の発生時においてその事故が被保険者の意思に基づかないものであること（保険事故の偶発性）を要求していないものと解するのが相当である。

したがって，本件保険契約の被保険者であるXは，本件車両条項に定められた『被保険自動車の盗難』という保険事故が発生したとして車両保険金の支払を請求するについては，『被保険自動車についての外形的な占有喪失の事実（被保険自動車が控訴人の意思に基づくか否かを問わず人為的に持ち去られて占有を失った事実）』を主張，立証すれば足り，それが……Xの意思に基づかないものであることまでを主張，立証すべき責任を負わないというべきである。」

「Xが，上記の『被保険自動車についての外形的な占有喪失の事実（被保険自動車が控訴人の意思に基づくか否かを問わず人為的に持ち去られて占有を失った事実）』を主張，立証して，本件車両条項に定められた『被保険自動車の盗難』を保険事故とする車両保険金の支払を請求した場合に……Y会社においては，抗弁として約款あるいは商法の規定

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

による免責事由を主張，立証することによってはじめて上記の保険金の支払を免れることができるものと解するのが相当である。

(3) ……本件車両については，平成16年1月17日午前8時40分ころに，Xから……警察署に対し，同年1月16日午後6時30分ころから翌同月17日午前7時50分ころまでの間に……A会社の敷地内で盗難に遭った旨の被害届が出されて受理されており，その後，本件車両は現在に至るまで発見されていないのであるから，原審におけるX本人の供述及び陳述書……に照らしても……『被保険自動車の盗難』という保険事故の発生事実としての『本件車両についての外形的な占有喪失の事実（本件車両が控訴人の意思に基づくか否かを問わず人為的に持ち去られて占有を失った事実）』自体は十分証明されたものというべきである。』

「Xが……自動車窃盗に直接あるいは間接に関与したことを窺わせるような証拠もないことからすると……総合的に考慮しても……Xの『本件車両の盗難にはなんら関与していない。』旨の供述の信用性に根本的な疑問を持つに至ることはできず，結局，本件全証拠によっても，Xが本件車両の盗難に自らあるいは第三者を通じて関与したものと認めることはできないものというべきである。

そうすると，本件車両の盗難がXあるいはXの意を受けた者によるものであると認定することはできないから，本件車両の盗難がX……の故意によって生じたとの証明はないといわざるを得ない。また，本件車両の盗難が生じたことについてXに重大な過失があったとの主張，立証はない。』

【37】さいたま地判平成19年1月17日 LEX/DB インターネット TKC

法律情報データベース（自家用自動車総合保険〔類型Ⅱ〕・盗難）

<事実の概要>

X（原告）は，平成15年6月5日，Y損害保険会社（被告）との間で自家用自動車総合保険契約を締結した。本件保険契約の普通保険約款第5章（車両条項）1条①には，保険金支払条項があり，2条（1）（イ）

には、故意免責条項がある。

平成16年4月21日午後8時55分頃、Xの従業員Aが本件車両を駐車中、乗り逃げされた。Xは、Y会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社がこれを拒否したので、本訴に及んだ。

＜判旨＞請求棄却。

「商法629条が損害保険契約の保険事故として規定する『偶然ナル一定ノ事故』とは、保険契約成立時において発生するかどうかが不確定な事故をいうものと解され、また、同法641条……は、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。」

「上記商法の規定に照らしてみれば、本件約款第1条①は、保険契約成立時に発生するかどうかの不確定な事故はこれをすべて保険事故とすることを明らかにした定めと解するのが相当である。

したがって、本件保険契約に基づき『盗難』事故があったとして保険金を請求する者は、事故の発生が保険契約者等の意思に基づかないものであることについて主張立証すべき責任を負わず、保険契約者等の故意によって保険事故が発生したことは、保険者において、免責事由として主張立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。」

「保険事故の発生そのものは、保険金請求者が主張立証責任を負うべきものであるから、Xは、本件約款第1条①にいう『盗難』事故が発生したことについて、主張立証すべき責任を負うものというべきである。しかし、車両の『盗難』とは、意に反して車両を持ち去られたことであり、『意に反して』とは、『偶発的に』と同義であって、この偶発性については……Xの主張立証責任には属しないから、Xが車両『盗難』の保険事故があったとして主張立証する必要があるのは、『車両が第三者により持ち去られたこと』と解するのが相当である。そして、これに対しY会社は、そのような車両持ち去りが存在することを否認し、あるいは、そのような車両持ち去りが存在したとしても、それが保険金請求者にと

って偶発的なものとはいえないこと，すなわち，それがXの故意により発生したものであることを主張立証すべきことになる。」

「Xのいう本件車両の第三者による持ち去りについては，目撃者が存在しない上，唯一これが発生したとするAの供述には……虚偽と思われる点や不自然な点が多々あり，たやすく採用することができない。そして，他にこれを認めるに足る証拠はない。したがって，本件においては，本件約款第1条①にいう『盗難』事故の発生を認めることができない。」

4. 下級審判決のまとめ

自動車保険に関する主な下級審判決（【8】～【37】）は，車両の損傷に関するもの（【19】【22】【24】【26】～【28】【30】）と盗難に関するもの（【10】【12】～【14】【16】【20】【21】【23】【25】【29】【32】～【37】）に大別され，その他の保険に関する下級審判例は，火災に関するもの（【8】【9】【17】【18】【31】）と盗難に関するもの（【11】）に分かれる。そのうち，保険事故の偶然性の立証責任は請求者にあると明示的に判示するもの（【10】【12】～【23】【26】【28】～【30】【34】），判旨の内容からそのように解釈できるもの（【8】【9】【11】【24】【25】【27】【32】【33】）がある。これに対して，保険事故の偶然性の立証責任は保険者にあると判示するもの（【35】～【37】）がある。このように下級審は，【3】【4】が下されるまで，保険事故の偶然性については請求者に立証責任を求めている。

さらに，請求者が保険事故の偶然性の立証責任を負うという判決をその根拠の違いに着目すると，（ア）商法629条で偶然の事故という要件が規定されていることを根拠にするもの（【10】），（イ）約款で偶然性が保険事故の要素として規定されていることを根拠とするもの（【12】～【14】【16】～【23】【29】～【31】【34】），（ウ）双方を根拠とするもの（【15】【26】【28】）に分かれる。【8】【9】【11】【24】【25】【27】【32】【33】

は理由を示していない。(イ)(ウ)は【1】の影響を受けているといえる。オール・リスク保険の約款では、「偶然の事故」であることが保険金支払の要件であると規定されていることから(類型Ⅱ, 類型Ⅲ), 【1】は損害保険にも及ぶという理解がされているのではなかろうか。これに⁽³¹⁾対して, 保険事故の偶然性の立証責任を負うのは保険者であるという判決は, 商法629条と約款の規定の双方を根拠とする(【35】~【37】)。これらは, 【3】等のオール・リスク保険に関する最高裁の判例の影響を受けているといえる。

商法や約款等の規定の趣旨を述べたうえで, 立証の内容についても判示しているもの(【10】【12】~【18】【22】【23】【26】【29】【31】【34】~【37】)と, 立証の内容についてのみ判示しているもの(【8】【9】【11】【19】【20】【24】【25】【27】【32】【33】)がある。

[4] 検 討

1. はじめに

オール・リスク保険の約款規定に関する判例を概観すると, その論点として, ①保険金支払条項にいう「偶然な事故」の意義および故意免責条項の性質, ②保険事故が保険契約者等の意思に基づかないで生じたこと(保険事故の偶然性)の立証責任の帰属, ③被保険自動車の盗難に関する事案に固有の論点として, 保険事故である盗難の立証内容などをあげることができる。

2. 保険金支払条項にいう「偶然な事故」の意義および故意免責条項の性質

(1) 商法629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」の意義

下級審判決の中で, 請求者が保険事故の偶然性の立証責任を負うとす

(31) 山下・前掲注(15)529頁。

る判決をみると、その根拠については、(i) 約款で偶然性が保険事故の要素として規定されていることに依拠するものが多いが、(ii) 商法629条で「偶然ナル一定ノ事故」という要件が規定されていることに依拠するものと、(iii) 双方を根拠とするものがある。それゆえに、保険金支払条項にいう「偶然な事故」の意義を解釈するにあたっては、629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」の意義を確認することが必要となる。

629条にいう偶然性については、従来から、次のように解されるのが一般的である。すなわち、ある事故が保険事故であるためには、それは偶然な事故であることを必要とし、事故が偶然性を有するとは、契約成立時において事故の発生と不発生とがいずれも可能であって、しかもそのいずれとも未確定なことをいい、契約成立時にすでに発生している事実、または不発生が確定している事実を保険事故とする保険契約は成立しえず、また、契約成立後何らかの事情により保険事故の不発生が確定したときは、契約は消滅するのを原則とするのであり、保険事故の偶然性とは、かかる意味での客観的不確定性ないし主観的不可測性を意味するのであって、保険事故の発生が関係者の意図または行為に基づかないことを意味するものではない、と解されている⁽³²⁾。その限りにおいて、629条にいう偶然性とは保険契約成立時に問題となることであり、保険金請求権の発生要件は、たとえば火災保険における火災の発生のごとき客観的な保険事故の発生という事実であることになり、請求者としてはその事実を主張、立証すれば足り、それが被保険者の故意によるものであるとすれば、それは故意の保険事故招致による保険者免責（商法641条）の問題であり、訴訟上は保険者の抗弁事由となるものであって、商法はこのことを認めていると同時に、損害保険の約款でもそれと同様の考え方が前提とされてきた、とされる⁽³³⁾。

(32) 大森忠夫『保険法（補訂版）』61頁～62頁（有斐閣・1985年）。

(33) 山下・前掲注(15)531頁。

これに対して、629条は損害保険契約の成立要件を規定しているのみならず、損害保険契約の内容、特に保険者の保険金支払債務の発生要件を規定していると解釈することが自然であり、そこにいう偶然には故意によらないこと（非故意性）が含まれると解する見解がある。⁽³⁴⁾このように解することで、保険金の請求にあたっては請求者が保険事故の発生について立証責任を負うがゆえに、商法上、かかる意味における偶然性の立証責任は請求者にあると解しているようである。その根拠としては、629条の起草過程における状況、および同条は損害保険契約の成立要件だけでなく、保険金支払債務の内容も規定していると解釈するほうが素直であるということなどがあげられている。⁽³⁵⁾さらに、この見解によれば、損害保険制度は、被保険者が発生するか否か分からない偶然性を有していると判断されるリスクについて保険者が填補するものであることから、被保険者の故意行為は偶然性を欠くことにより損害保険制度の対象とならない、また、故意行為には、偶然性を阻却するものとそうでないもの（偶然性のある故意行為）とが存在し、損害保険制度において要求される偶然性の要素として非故意性とは、結果実現について被保険者の主観的蓋然性がある故意行為のみを対象とし、そのような故意行為が存在しないことを意味すると解している。⁽³⁶⁾そして、傷害保険とオール・リスク保険とで担保事故の限定方法について基本的な違いはないことから、オール・リスク保険を含む損害保険の約款における偶然の意味については、傷害保険におけるそれと解釈を異にする理由はなく、629条における偶然性には非故意性が含まれないとしても、同様であるとする。⁽³⁷⁾

このような理解は、生命保険契約の意義について定める商法673条と

(34) 佐野誠「損害保険における偶然性についての一考察」保険学雑誌591号125頁～126頁（2005年）。

(35) 佐野・前掲注(34)111頁，125頁，滝澤孝臣「事故の証明」金判1211号172頁（2005年）。

(36) 佐野・前掲注(34)122頁～125頁。

(37) 佐野・前掲注(34)129頁～130頁。

の関連においても説明される。すなわち、673条は629条と異なり「偶然ナル」という文言を用いていないが、保険契約成立時の事故の不確実性が契約の成立要件であることは認められるはずであるから、その意味での偶然性は生命保険においても契約成立のための要件であると解され、それにもかかわらず673条で「偶然ナル」といふ文言が使われていないことから、「偶然ナル」といふ文言は不確実性の意味での偶然性に限るのではなく、事故が故意によらないこと（非故意性）を示すものであると解すべきであるとする⁽³⁸⁾。

しかし、629条にいう「偶然ナル」の意味を故意によらないことを含むと解した場合、保険者の免責事由を定める641条との関連性が問題となる。というのは、629条は損害保険契約の有効要件を定めたものであることから、故意による事故に起因する損害を填補することを内容とする損害保険契約は成立しないことになり、合理的な解釈に欠けるからである⁽³⁹⁾。

また、629条の立法理由をみると、法典調査会商法修正案参考書によれば、629条に対応する338条では、偶然なる事故とは、発生および不発生が不確定である場合と発生することは確実であるが、発生時期が不確実な場合を含み、かつ、人為に出たものか否かは問わないことを明らかにしたものとされている⁽⁴⁰⁾。すなわち、629条の「偶然」とは、故意でないことを含まない概念であると解する必要があるのではなからうか⁽⁴¹⁾。

以上ことからすれば、629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」の意義については、前述した一般的な解釈をとるべきであろう。

ところで、629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」の意義につき、最高

(38) 西嶋梅治「火災保険金請求訴訟と立証責任」損保研究67巻6号35頁（2005年）、佐野・前掲注(34)126頁。

(39) 山本哲生「保険事故の偶然性について」生保論集160号5頁～6頁。

(40) 法典調査会「商法修正案参考書」『日本近代立法資料叢書21』157頁（商事法務・1985年）。

(41) 拙稿・前掲注(1)258頁、山本・前掲注(39)6頁。

裁は【3】～【7】において一般的な解釈と同じ立場をとっている。すなわち、629条は、損害保険契約は契約成立時において発生・不発生が不確定な事故によって生じた損害を填補することを約束するものであり、契約成立時において保険事故の発生または不発生が確定している場合には、保険契約が成立しないということを明らかにしたものと解すべきであるとされ、同条に関するかかる解釈に関連して、641条につき、それは保険事故の偶然性について規定したのではなく、保険契約者または被保険者が故意または重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと判示している。

これに対して、下級審判決の多くは629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」の解釈について明らかにしていないが、そのような状況にあって、【10】は、同判決が対象としている自家用自動車総合保険は損害保険の一種であるから、事故の「偶然性」は保険金請求権の発生要件の1つであると判示している。しかしながら、【10】はこの「偶然性」を629条の「偶然性」と同じ文言として使っているとは思えず、その限りにおいて、同条の偶然性に関する【10】の理解は一般的な解釈とは異なっているといわざるを得ない。これに対して、【35】～【37】は【3】～【7】と同じ立場をとっている。これらはいずれも【3】の後に判示されたものであり、それゆえに、【3】を契機として明らかにされた629条と641条に関する最高裁の立場に影響されているともいえる。⁽⁴²⁾

(42) 保険法に定められる損害保険契約の定義（「保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう」（保険法2条6項））および生命保険契約の定義（「保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。）をいう」（同8項））について、これらは、いずれも商法629条および673条の規定を平仮名口語体にしたものであると解されている（福田弥夫＝古笛恵子編『逐条解説 改正保険法』17頁・18頁（ぎょうせい・2008年）（中込一洋筆））。これによれば、保険法2条6項にいう「偶然の事故」とは、商法629条にいう「偶然ナル事故」と同義であると解することができる。保険

(2) 保険金支払条項と故意免責条項の解釈

オール・リスク保険のうち、自動車保険の約款では、一般的に、「当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって保険証券記載の自動車……に生じた損害を、この車両条項および一般条項に従い、被保険者……に対しててん補します」と定められている。

約款にいう「偶然な」という文言の解釈は、それが置かれている当該条文の中で整合性を持つように考えるべきであろう。そうであるとする、そもそもこの規定は、前述のように、保険契約成立時に発生するか否か不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたものであると解すべきであろうから、それゆえに、この「偶然な事故」とは、他の保険事故と同様に、629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」と同じ意味であると解される。

約款規定を解釈する場合、法令の規定と約款のそれとの関連性を考慮することも必要であろう。629条と保険金支払条項のように、法令や約款の規定において同一の文言が使われている場合として、①同じ法令・約款内で使われている場合、②629条と保険金支払条項との関係のように、約款規定の中で、根拠となる法令と同じ文言が使われている場合⁽⁴³⁾、および、③異なる法令で使われている場合が考えられる。これらのうち、③は本稿の対象とはならないことから、①②について考察すると、①では、当該文言が挿入されている規定が異なっていると、同じ解釈

法の制定過程における理解も同旨である（法務省民事局参事官室『保険法の見直しに関する中間試案の補足説明』8頁（2007年）を参照）。この他に、大串淳子＝日本生命保険相互会社保険研究会編『解説 保険法』32頁～33頁（弘文堂・2008年）、竹瀆修監修＝高山崇彦編著『速報Q & A 新保険法の要点解説』13頁（金融財政事情研究会・2008年）（金子剛筆）を参照。

(43) この他、傷害保険とオール・リスク保険のように、異なる約款で同じ文言が使われている場合も考えられる。

になるのは当然であろうし、②においても、同じような解釈をとるべきであろう。というのは、法的安定性あるいは条文解釈の整合性を確保すべきではないかと考えるからである。さらに、定額給付型の傷害保険約款のように根拠となる法令を持たない場合には、約款規定の文言について独自の解釈が可能であると解することができるかもしれない⁽⁴⁴⁾。このような前提で考えると、629条にいう偶然性と保険金支払条項にいうそれとは、同じ解釈をすべきである⁽⁴⁵⁾と考える。

さらに、約款規定について、平均的顧客の理解から解釈する際に、当事者が到達しようとしたと考えられる経済的・社会的目的に適合するかどうかの視点に立ちながら検討することも必要である⁽⁴⁶⁾。オール・リスク保険は、その目的物に生ずる事故による損害を広く填補することを目的とするものであるゆえに、保険金支払条項にいう「偶然な」を故意を含むものであるとする解釈は、この保険の目的に合致しないのではなかろうか⁽⁴⁷⁾。そして、保険契約者または被保険者の故意による事故招致は、故意免責条項の対象となるはずであり、その立証責任は保険者にあると解さなければならないはずである⁽⁴⁸⁾。

これに対して、偶然性につき、629条と保険金支払条項とは、同じ解

(44) 保険事故の偶然性について判示している前述の最高裁の判例において、傷害保険に関する【1】とオール・リスク保険に関する【3】以下の判例における偶然性に関する解釈の違いがみられるが、これについては、後述する。

(45) 629条があるにもかかわらず、オール・リスク保険の約款規定で「偶然な事故」と規定していることからすれば、この偶然は故意でないことを意味するものであるとする見解がある。大阪民事実務研究会「保険金請求訴訟の研究」判タ1161号9頁（2004年）を参照。この見解は本文の理由で支持できない。同旨、山本・前掲注(39)23頁注(48)。

(46) 山本・前掲注(39)15頁。この問題は消費者契約法10条の不当条項規制に関連する可能性があることもあり、後述する。

(47) 山下・前掲注(15)534頁。

(48) 山本・前掲注(39)15頁～16頁。

釈をすべきであるとする立場は妥当でないとする見解も考えられるが、保険金支払条項を解釈するにあたっては、少なくとも629条を参考にするべきであるとする。この考え方に対しては、629条は保険金請求権の発生要件を定めるものではないとして、これを保険金請求権の発生要件を定める保険事故規定の解釈にあたって参考とする合理性はないとする⁽⁴⁹⁾批判がある。そもそも、629条は、保険契約が有効であるためには、保険金請求権の発生要件である保険事故の偶然性をその内容としているのであり、それゆえに、保険金請求権の発生要件の性質を規定するものであり、これは、前述のように、保険事故の性質として契約締結時に不確定であるという意味で偶然でなければならないことも規定しているのであって、それゆえに、約款規定を作成する場合、契約締結時に発生・不発生が確定しているものは除くという趣旨の規定を明示することも可能⁽⁵⁰⁾である。したがって、保険金支払条項を解釈するにあたって629条を参考にすることは合理的であろう。

ところで、保険金支払条項と故意免責条項の解釈について、最高裁の【3】～【7】では、保険金支払条項は、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので、629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」を本件保険契約に即して規定したものというべきであると判示され、【4】【6】では、故意免責条項は、保険契約者、被保険者等が故意によって保険事故を発生させたことを、641条と同様に免責事由として規定したものというべきであると判示されている。本稿の立場からすれば、妥当な判断であるといえる。

これに対して、下級審判決は、【3】が下されるまで最高裁とは異なる判断をしている。すなわち、これらの判決中で、保険金支払条項と故

(49) 出口正義「判批」損保研究68巻3号264頁・269頁（2006年）、福田弥夫「判批」損保研究69巻1号335頁（2007年）。

(50) 山本・前掲注(39)16頁～17頁。

意免責条項の解釈を明確にしている判決として【15】がある。それによれば、保険金支払条項について、本件約款は、「すべての偶然な事故により保険の目的が損害を受けたとき」に保険金が支払われると規定しているから、発生した事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件であり、請求者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うと解するのが相当であると判示され、本件約款のうち、保険契約者らの故意によって生じた損害につき保険金を支払わない旨の定め（故意免責条項）は、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したにとどまり、保険契約者らの故意により保険金の支払事由に該当する事故が発生したことの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである、と判示されている。

保険金支払条項について【15】と同旨の判断をすることが明らかなものとして、【14】【17】【21】【28】～【31】がある。これに対して、【15】が示す判断のうち、保険金支払条項は「すべての偶然な事故により保険の目的が損害を受けたとき」に保険金が支払われると規定しているから、請求者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うと解するのが相当であると判示するだけで、【15】の示している「発生した事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件である」という趣旨を明示していないものとして、【16】【18】【22】【23】がある。これらのうち、【21】は【1】を引用している。また、【13】【15】【30】は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うのは請求者であるとする理由として、約款条項に基づく保険金の支払事由は「偶然な事故」とされているのであるから、発生した事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからであると判示する。故意免責条項について【15】と同旨の判断をする

ものとして、【26】【28】【30】があり、いずれも【1】を引用している。

これらに対して、【35】【36】は、629条と641条の解釈について、前述した一般的な解釈をとったうえで、保険金支払条項は、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので、629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」を本件保険契約に即して規定したものであり、故意免責条項は、保険契約者、被保険者等が故意によって保険事故を発生させたことを、641条と同様に免責事由として規定したものが保険事故に該当すると判示しており、【37】は、保険金支払条項について同様の判断をしている。

オール・リスク保険における立証責任に関する下級審判決の立場は、約款で偶然の事故と定められていることに着目し、偶然性が具体的な保険事故の要素であると解しているといえる。これは、【1】の影響を受けているといえるが、629条・641条および約款の規定解釈からすれば、支持できない。というのは、この保険の約款につき下級審判決のように解すると、保険事故の態様を問わないものとして保険事故を拡大した趣旨に反するからである。⁽⁵¹⁾それゆえに、約款にいう「偶然な事故」とは、【3】～【7】が判示しているように、629条にいう偶然性と同じく、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを明らかにしたものと解するべきではないかと考える。

3. 保険事故の立証責任の帰属

629条にいう「偶然ナル」とは、前述のように、契約成立時において事故の発生と不発生とがいずれも可能であって、しかもそのいずれとも未確定なことをいい、保険事故の偶然性とは、かかる意味での客観的不確定性ないし主観的不可測性を意味するのであって、保険事故の発生が関係者の意図または行為に基づかないことを意味するものではないと解

(51) 山下・前掲注(15)359頁。

すべきである。⁽⁵²⁾そして、保険金支払条項の「偶然な」という文言を解釈する場合、少なくとも629条の解釈を参考にすべきであろう。そうであるならば、保険金支払条項にいう「偶然な」とは629条にいう「偶然ナル」と同じく、契約成立時において事故の発生と不発生とがいずれも可能であって、しかもそのいずれとも未確定なことをいうと解することが合理的であると考えられる。

以上のことから、オール・リスク保険において保険事故が発生した場合、請求者は保険事故の発生を通知すればよく、保険契約者または被保険者の故意による事故招致は故意免責条項の対象となるはずであり、その立証責任は保険者にあると解する。

ところで、オール・リスク保険における保険事故の立証責任について、最高裁は【3】～【7】⁽⁵³⁾において、いずれも、請求者は、事故の発生が保険契約者等の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わず、保険契約者等の故意または重過失によって保険事故が発生したことは、保険者において、免責事由として、主張、立証する責任を負うと解すべきであると判示している。

【3】が判示されるまでの下級審判決は、これと反対の立場をとっていた。すなわち、オール・リスク保険は損害保険の一種であるから、事故の偶然性は保険金請求権の発生要件の1つであって、請求者は、一定の事故と損害の発生およびその事故と損害発生との間に相当因果関係が存在することのほか、その事故が偶然によるものであること、すなわち、事故の発生が予知できなかったものであることを主張、立証すべき責任

(52) 大森・前掲注(32)61頁～62頁。

(53) 【2】【3】【5】の理解としては、立証責任の分配に関して約款が商法と同趣旨である場合についての判決という読み方も成り立ちうるが、これらの判決は商法の原則を示したものであり、約款の規定の仕方を問わず保険種類ごとの立証責任の配分ルールを示したものであるとの理解もなされている(山野嘉朗「判批」判評588号(判時1987号)42頁以下、豊浦伸隆「判批」判タ1248号70頁を参照)。

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

を負担するものと解するのが相当であるとの立場にある。この立場をとる根拠を明示している判決（【13】【15】【30】）によれば、前述のように、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易になるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあり、通常の場合、発生した事故の偶発性を主張、立証することがそれほど困難であるとは考えられないからであるとし、【13】【30】は【1】を参照している。このような根拠は、立証責任の分配を決定するにあたり、保険金の不正請求の抑止ということを考慮しているといえる。本稿において検討の対象としている判例は、いずれも請求者が保険金の支払を請求したが、保険者がこれを拒否した事案に関するものであり、当該保険金請求が不正請求なのか正当な請求なのか不明の事案であることから、裁判所は立証責任の分配により請求の可否を判断しようとしたものであるといえる。この場合、保険金の不正請求の抑止ということを考慮することは、傷害保険に関する【1】の理由付けが妥当するとしても傷害保険に限ってのことであり、損害保険にそのまま妥当することは疑わしいとの見解がある⁽⁵⁴⁾。傷害保険は、他の保険と比較して、保険金不正請求を招きやすい性質を有しており、自動車保険のうち、被保険自動車の遭難事故もまた同様の指摘ができよう。それゆえに、盗難に関する事案では、【1】と同じような根拠で請求者に立証責任を負わせることも可能であろうが、このような理解は、他の保険事故に関する立証責任の帰属との整合性において合理的ではないと解する。それゆえに、自動車保険においても保険金の不正請求の抑止ということを考慮することはできないと考える。

ところで、傷害保険に関する【1】では、死亡保険金の支払事由を急激かつ偶然な外来の事故による死亡とする約款について、請求者は、発生した事故が偶然な事故であることにつき主張、立証する責任を負う旨

(54) 山下・前掲注(15)536頁～537頁。

が判示されているのに対して、自動車保険の事故等による車両の損傷に関する【3】【4】では、「衝突、接触……その他偶然な事故」を保険事故とする約款について、テナント総合保険に関する【5】では、「すべての偶然な事故」を保険事故とする約款について、自動車保険の被保険自動車の盗難に関する【6】【7】では、「衝突、接触……その他偶然な事故」および「被保険自動車の盗難」を保険事故とする約款について、いずれも請求者は事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであること（保険事故の偶然性）について主張、立証する責任を負わない旨が判示されている。以上のことからして、【1】と【3】～【7】との違いについてみると、いずれも「保険事故の偶然性」について判示しているものの、その解釈に違いがみられるのは、保険約款における保険事故の定め方の違いにあるのではないかと考える。というのは、後者が対象とする火災保険や自動車保険では、火災・自動車事故等の事象自体が保険事故であるのに対して、前者が対象とする傷害保険では、急激、偶然、外来の事象を原因とする身体の傷害を保険事故とされており、単なる身体傷害が保険事故ではなく、その3つの原因による身体傷害が保険事故であるからである⁽⁵⁵⁾。それゆえに、【1】では、その是非はともかくとして、請求者は3つの原因によって身体傷害が発生したことを主張、立証しなければならぬと判示しているといえる。その限りにおいて、約款上、保険事故に、保険事故発生時において当該保険事故が被保険者の意思に基づかないという意味の偶然性が取り込まれる場合には、【1】と同様に、請求者にかかる意味での偶然性の主張立証責任があると見る見解がある⁽⁵⁶⁾が、629条やオール・リスク保険の約款規定にいう偶然と傷害保険のそれとは意味が異なると解釈する必要があるのではないかと考えられる。

ところで、【2】をはじめ、火災保険に関する一連の判例は消費者契

(55) 山野嘉朗「判評」判タ1170号118頁（2005年）。

(56) 大阪民事実務研究会・前掲注(45)13頁。

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

約法の問題には触れていないと解されるが⁽⁵⁷⁾、【2】において最高裁が行った理由付けにつき、保険事故の偶発性の立証責任の所在をめぐる問題を含む事件が係属した場合、同法10条を適用して約款内容の規制を行うことで、消費者契約法の場合は、故意の存在を保険者の免責事由とし、立証責任の転換を認めない意図を有しているからであるとの推察がある⁽⁵⁸⁾。この推察によれば、保険事故に偶然性が取り込まれている可能性があるとする、立証責任の転換とも関連すると解されることから、消費者契約法が適用される保険契約については検討が必要であり、この点については、不当条項規制の対象となる可能性と関連させることが望ましい⁽⁵⁹⁾。オール・リスク保険の約款規定において、保険事故を定める場合、一般的に、具体的な保険事故を列挙した後、「その他偶然の事故」という文言が明示されることが多い。このような構成からすれば、前述のように、約款規定にいう「偶然の事故」とは、【3】～【7】が判示するように、他の保険事故と同様に、保険契約成立時に発生するかどうかの不確定な事故をすべて保険事故とすること明らかにしたものであると解するべきであろう。というのは、【3】が下されるまでの下級審判決のように、約款規定にいう「偶然の事故」に関する立証責任は請求者が負うとすると、その結果、立証責任が転換され、同じ約款規定に定められている他の保険事故に関する立証責任とは異なるという請求者に不利な事態が生ずることとなり、不当条項規制の対象となる可能性もあると解されるからである。それゆえに、不当条項規制の対象となる可能性との関連性を考慮するとしても、【3】～【7】の立場を支持する。

(57) 飯田秀総「判批」法協124巻1号291頁（2007年）。

(58) 榊素寛「判批」民商132巻6号930頁（2005年）。

(59) 山本・前掲注(39)6頁、28頁～29頁。

4. 立証内容

(1) 偶然性の立証

【3】～【7】において、最高裁は、保険金支払条項定に定める「偶然な事故」を、保険事故の発生時において保険契約者等の意思に基づかない事故であること（保険事故の偶然性）をいうものと解することはできないとして、請求者は保険事故の偶然性の主張立証責任を負わず、保険契約者等の故意または重過失によって保険事故が発生したことは、保険者において、免責事由として、主張、立証する責任と負うべきであると判示した。これは、約款を損害保険の実質と社会的役割に則して解釈しようとするものであり、これによって、火災保険や自動車保険の約款に偶然の火災あるいは自動車に関する事故等に対して保険金を支払う旨の規定があつとしても、請求者は火災や自動車に関する事故の偶然性の主張立証責任を負わないことが明らかとなったといえる。⁽⁶⁰⁾

そこで、【3】～【7】の結果、訴訟の過程において保険事故の立証が争われる場合、請求者は保険事故発生的事实を証明し、それに対して、保険者は保険事故招致を推認するに足る間接証拠を積み上げる必要がある⁽⁶¹⁾と考える。以下、その具体的な立証内容を検討するが、オール・リスク保険で対象とされる保険事故の中でも、盗難については、盗難という保険事故自体に意思によらないという要素が含まれていることから、固有の部分の有すると考えられるので、盗難の立証内容については後述することとして、ここでは、オール・リスク保険の保険事故に共通した立証内容について検討する。

(60) 野村直之・平成17年度主要民事判例解説・判タ1215号157頁（2006年）を参照。

(61) 【18】では、出火原因が放火であったとしても、保険契約者、被保険者またはその意を受けた第三者が当該事件にまったく関与していないことを完全に立証しなければ、偶然な事故であることについて立証責任を尽くしたことになるはずとすれば、保険金請求者に「悪魔の証明」を強いることになって、相当でないと判示している。

その具体的な内容を下級審判決から抽出すると、(i) 保険事故発生前の状況、(ii) 保険事故発生直前の状況、(iii) 保険事故発生後の状況の3つに大別できよう。筆者は、火災保険における保険事故の立証内容について、同じような基準で検討を行っていることから、本稿ではそれを補充する形で検討すると、まず、(i) 保険事故発生前の状況として、①付保の時期や動機【20】、②保険金額の高さ【25】、③被保険者の経済状況ないし保険金の取得目的の可能性【9】では、被保険者の経営状態は赤字が続いており、資金繰りは相当厳しい状態であった、と認定されている。)、④過去の保険金受給の事実【9】では、同じ目的物について同じ保険事故が発生し、保険金を受給していることが認定されている。)、⑤請求者の属性・言動【20】等がある。

つぎに、(ii) 保険事故発生直前の状況として、⑥保険事故発生直前の状況【9】では、店舗の出入口は施錠されており、放火犯人は鍵を使用して店舗内に侵入した可能性が高いこと、【11】では、被保険車両の喪失前後の保管状況が認定されている。)、⑦請求者あるいは第三者による保険事故招致の可能性等がある。

そして、(iii) 保険事故発生後の状況として、⑧保険事故発生後の被保険者の反応・行動【15】では、保険事故発生後、関係者が、コンピュータのデータ等を廃棄するなど、不自然な行動を行っていること、が認定されている。)、⑨保険事故の警察等への届出の有無等がある。

保険会社は、以上のことを、保険契約者または被保険者の故意または過失による保険事故の発生を推認するに足る間接証拠として積み重ねて行く必要があるといえる。⁽⁶³⁾

(2) 盗難の立証

保険事故の中で、前述のように、盗難については盗難という保険事故

(62) 拙稿・前掲注(1)623頁～624頁を参照。

(63) 西嶋・前掲注(38)47頁以下、甘利公人「保険契約における保険事故の立証責任」保険学雑誌600号167頁以下(2008年)を参照。

自体に意思によらないという要素が含まれていることから、問題になると指摘されている。⁽⁶⁴⁾ 請求者が盗難という保険事故を立証する場合、盗難には前述の要素があるゆえに、意思によらないことも立証しなければならないということも考えられるが、この場合も、保険事故の偶然性の立証責任に関する一般的な解釈に従うべきであろう。ただし、盗難という保険事故の要素となるのは、故意という主観的な要素を除いた部分となり、⁽⁶⁵⁾ 盗難という外形的な事実を立証すれば足りると解される。以下、その具体的な内容を判例から抽出する。

【6】【7】により、自動車保険において、被保険自動車の盗難に関する偶然性の立証責任は保険者側が負担すべきであると判示され、最高裁の立場が明確にされた。自動車保険の約款によれば、請求者は保険金を請求する場合、保険者に対して、被保険自動車の盗難という保険事故が発生した事実を報告することが求められている。⁽⁶⁶⁾ このことから、被保険自動車の盗難について請求者が立証すべき内容を明らかにする必要がある。

被保険自動車の盗難に関して、【6】は、盗難とは、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転であると解することにより、盗難に関する一般的な立場を明らかにしたうえで、被保険自動車の盗難が請求者側の意思に基づいて発生したことは、約款条項により保険者が免責事由として主張、立証すべき事項であるとして、故意の事故招致の内容を明らかにし、請求者の盗難に関する立証内容について、請求者は、被保険者以外の者が被保険者の占有にかかる被保険自動車をその所在場所か

(64) 山野嘉朗『保険契約と消費者保護の法理』332頁注(91)(成文堂・2007年)(初出「保険事故の偶然性の意義と保険金請求訴訟における立証責任の分配」生保論集154号31頁(2006年)、山下・前掲注(15)17頁。

(65) 山下・前掲注(15)18頁。

(66) 自家用自動車総合保険(SAP)普通保険約款第6章一般条項14条(鴻常夫編『注釈自動車保険約款(下)』95頁以下(有斐閣・1995年)(伊藤文夫筆)を参照)。

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

ら持ち去ったという外形的な事実を主張，立証すれば足り，被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることまでも主張，立証すべき責任を負わない，と判示している。これによれば，請求者側は，第三者による盗難という外形的事実を証明すれば十分であるということになる。さらに，【7】は【6】と同じ立場に立ちながら，外形的な事実は，被保険者の占有にかかる被保険自動車は請求者の主張する所在場所に置かれていたこと，および，被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったことという事実から構成されると判示し，【6】の示した立証内容をより明確にしている。

下級審判決の中でも，【6】の後に下された【36】では，被保険自動車についての外形的な占有喪失の事実，つまり，自動車が請求者の意思に基づくか否かを問わず，人為的に持ち去られて占有を失った事実を主張，立証すれば足りる，と判示されたり，【37】では，保険事故の発生は，請求者が主張立証責任を負うべきものであるから，盗難事故の発生について，主張，立証すべき責任を負うはずであるが，車両の盗難は，所有者等の意に反して車両を持ち去られたことであり，この意に反してとは，偶発的にと同義であって，偶発性については請求者の主張立証責任には属しないから，請求者が車両盗難の保険事故があったとして主張，立証する必要があるのは，車両が第三者により持ち去られたことと解するのが相当であるのに対して，保険者は，車両持ち去りが存在することを否認し，あるいは，車両持ち去りが存在したとしても，それが請求者にとって偶発的なものとはいえないこと，すなわち，それが請求者の故意により発生したものであることを主張，立証すべきことになる，と判示されている。これらは，【6】【7】と同じ趣旨であると解される。

【6】【7】において，自動車の盗難に関する請求者の立証内容が判示された結果，保険の実務はこれらに従うことになるわけであるが，【6】【7】が判示したのは立証内容の枠組みにすぎないと解されるので，【6】【7】が明らかにされる以前のものも含めた下級審判決をみて，

【6】【7】が示した立証内容をより明確にしたい。

そもそも、一般人が被保険自動車の盗難事故に遭った場合、盗難の痕跡が残されているなどの客観的な裏付け証拠が存在するか、盗難車両が発見されたりしない限り、盗難に遭ったことを直接立証することは困難である。それゆえに、そのような立証を要求することは請求者に不可能を強いることにもなりかねないことから、請求者は、被保険自動車が盗難事故にあったことを推認させる間接事実を積み上げていくことになろう。下級審判決が示す具体的な立証内容から判断すると、①請求者が被保険自動車を所有していたこと、②被保険自動車が駐車場所に駐車されていたこと、③駐車場所に被保険自動車が存在しなかったこと、④駐車場所の状況、たとえば、盗難が発生してもおかしくない状況にあること、⑤被保険自動車の盗難届を提出後、当該車両が発見されていないこと等の事実が判断項目となろう。この他に、請求者は、⑥駐車場所の周辺で車両盗難が多発していたこと、⑦高級車であるなど、被保険自動車が盗難の被害に遭う可能性が高いこと等を立証することになろう。このような間接事実が証明されれば、被保険自動車が盗難事故に遭ったと推認されると考える。

これに対して、保険者側は、抗弁として約款や商法の規定による免責事由を主張、立証することによって、保険金の支払いを免れることになる（【6】【36】）。具体的には、請求者の側に次のような事実が存在することが必要であろう。すなわち、①被害状況に不自然な点が多いこと（【13】【32】【34】。【32】では、イモビライザーを解除する鍵で解錠する以外の方法で、被保険自動車を駐車場から持ち去る方法は想定できないことをあげている。）、②自動車に関する事故が連続していること、③保険金請求の前歴があること（【13】）、④被保険自動車の喪失前後の保管状況（【32】では、被保険自動車の鍵の管理が不自然であることをあげている。）や保管者の言動（【32】では、請求者からの被害届の提出が遅いこと、請求者側の供述内容に食い違いが見られること等をあげてい

オール・リスク保険における保険事故の立証責任

る。)等に疑問があること【14】、⑤客観的な状況に合うような事故の実現可能性が乏しいこと【23】、⑥保険金の不正請求の可能性があること【25】。【32】では、車両購入価額に不自然な事情があることをあげている。)、⑦盗難事故を偽装するなどの動機や背景事情が見当たること【33】などがあげられる。

なお、下級審判決には、請求者側に偶然性の立証責任があるとする判決が多いが、これらの判決と保険者側にそれがあるとする判例との間には、被保険自動車の盗難に関する請求者側の立証内容について違いがあるといえないのではないか考える。

[5] お わ り に

オール・リスク保険における保険事故の立証責任について検討した。その結果、次のように考える。すなわち、商法629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」とは、保険契約成立時において発生するかどうかが不確定な事故をいい、641条は、保険契約者または被保険者が故意または重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。つぎに、オール・リスク保険では、約款に、保険事故として「すべての偶然な事故」と定める一方、保険契約者等の故意または重過失で生じた損害に対しては保険金を支払わない旨を定めているが、これらを商法の条文に照らせば、当該約款は、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを明らかにしたものと解するべきであると考えられる。

そして、オール・リスク保険における保険事故のうち、被保険自動車の盗難に関する立証内容については、次のように考える。すなわち、請求者は、被保険者以外の者が被保険自動車をその所在場所から持ち去ったという外形的事実を主張、立証すれば足り、請求者は、第三者による盗難という外形的事実を証明すれば十分であり、この外形的事実は、被保険自動車が請求者の主張する所在場所に置かれていたこと、および、

被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったことという事実から構成され则认为。

＜追記＞ テナント総合保険，企業費用・利益総合保険および動産総合保険の約款規定の入手に関しては，（財）損害保険事業総合研究所のお世話になった。ここに記して御礼申し上げる。